

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE

DE LA

PENITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄雜誌

每月發行

明治廿六年二月發兌

第五拾七號

大日本監獄雜誌第五十六號目次

◎東京集治暨全圖

◎官報

◎五件

◎論說

○短期自由刑に代るべき罰刑に就て(承前).....加地針太郎 三

◎講話

○佛國法律大博士ボアソナード君の講話.....五

○大日本監獄協會の總會に於ける大學教授法學博士梅澤次郎君の講話.....七

◎問答

○獄事雜問.....九

◎諷發

○二件.....一一

◎通信

○獄事家の出發(ルーマニヤ國デロベーツ中央監獄の典獄エムマ、ラシスキエ氏より大日本監獄協會への書翰)○兵庫縣監獄の美點○看守補助書授與○看守教習卒業○明治廿五年中京都感化保護院成績.....一二

◎寄書

○長名課長に就て注意○役業手服制の一定を望む○閉室罰執行上の疑義○看守は庶務に使用すべきものにあらず○萬國博覽會に就て○教諭師には特に獄王崇親の情に厚き者を要す○刑事被告人に對する監獄地制裁論.....一三

◎翻譯

○緘黙分房の二大監獄法を駁す.....久野生譯 二二

◎統計

○明治廿五年十一月末各府縣監獄吏員及在監人現在表.....二二

◎小說

○獄事小説佛老爺.....二四

◎獄事彙報

○數十件.....二九

◎廣告

○數十件.....二九

大日本監獄雜誌第五十七號目次

◎官報

◎二件

◎論說

○條件付判決.....法學士長島賢太郎 二

○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前).....法學士石田氏等 四

◎問答

○獄事雜問.....六

◎諷發

○六件.....七

◎雜錄

○監獄協會第二回常集會議事速記○獨逸聯邦監獄經營議(承前).....七

◎通信

○學國に於ける放免囚保護協會の實況(學國司法大參事官博士スダルク氏の書翰)○寄附金に就き櫻井兵庫縣典獄の書翰(監獄協會の返書)○看守教習卒業.....一三

◎翻譯

○歐米監獄沿革史(承前).....在文科大學神谷四郎譯 二六

◎寄書

○刑罰通算法の不能衝○井蛙生の疑問に答ふ○實務上の疑義に答ふ.....二六

◎小說

○獄事小説室の梅.....二二

◎携帶乳兒

.....二三

◎獄事彙報

○數十件.....三五

◎廣告

○數十件.....三五

大日本監獄雜誌第五十七號

明治廿六年
二月

官報

●敘任及辭令

和歌山縣典獄正八位 濱田時郎
任高知縣高岡郡長 鈹高等官八等

宮城集治監書記兼看守長 山崎德義
任宮城縣典獄鈹高等官八等
非職ヲ命ス 宮城縣典獄 中村 中
內務書記官 久米金彌

三池集治監及長崎縣福岡縣大分縣佐賀縣熊本縣宮崎縣鹿
兒島縣監獄巡閱ヲ命ス 香川縣典獄 田中義達

監獄署用囚人食料味贈購入ノ件ニ付齟齬ヲ生シ爲メニ訴
訟ヲ受クルニ至リタルハ畢竟不注意ノ致ス處職務上不都合
ニ付罷責ス

●藍綬褒章下賜 昨二十五年十二月十六日賞勳局ニ於テ
公益ノ事業ニ勉勵セシ廉ヲ以テ藍綬褒章ヲ下賜セシ者左
ノ如シ

靜岡縣遠江國長上郡和田村 金原明善
資性誠直夙ニ意ヲ治水ニ注キ専ラ力ヲ天龍川工事ニ盡シ
興農社ヲ建テ耕作牧畜ヲ獎勵シ其他勸善會出獄人保護會

社等ヲ設立シ無頼ヲ感化セシメ生活ノ途ヲ授ケ爲メニ私
財數千金ヲ投スルニ至ル其成績著明ナリトス依テ明治十
四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

神奈川縣監獄書記兼看守長 本間主貞君
神奈川縣看守長に任せらる

六級俸を給與せらる 神奈川縣監獄書記 木村義利君
全 監獄書記 丸山信之君

七級俸を給與せらる 全 監獄書記 岡田正章君
七級俸を給與せらる 全 看守長 本間主貞君

九級俸を給與せらる 全 監獄書記 笹城芳太郎君
神奈川縣看守長に任せらる 神奈川縣看守 杉口政雄君

神奈川縣看守長に任せらる 神奈川縣看守 宮久保孝行君
六級俸を給與せらる 長崎縣監獄書記 杉町永順君

長崎縣監獄書記兼看守長に任せらる 長崎縣監獄書記 林清一郎君
長崎縣監獄書記兼看守長に任せらる 長崎縣監獄書記 林清一郎君

依願、職務を免せらる 高知縣教誨師 古河龍玉君
高知縣教誨師に任せらる 飯沼廓然君

岐阜縣教誨師に任せらる 岐阜縣看守長 伊東義路君
五級俸を給與せらる 岐阜縣看守長 伊東義路君

九級俸を給與せらる 全監獄書記 鈴木吉造君
九級俸を給與せらる 全監獄書記 鈴木吉造君

論說

九級俸を給與せらる 全監獄書記 篠田正徳君

○條件付判決

法學士 長島鷲太郎述

刑罰の要は何ぞや或は威嚇或は強制普ねく犯罪の應に爲す可からざるを知て應報の途に免る可からざるを悟らしむるに在り良民之に頼て枕を高くし社稷之に頼て艾安なり現時各國執る所の刑罰期する所均しく皆茲に存す雖も其能く正鵠を得るものは夫れ果して幾何ぞや殊に自由刑に於て其最も然るを見る形影常に相隨ひ利害常に相伴ふは天數の然らしむる所刑罰獨り此綺絆を脱却するの理なしと雖も其害や亦た實に甚たしきものあり是を以て議論蜂起攻撃蟬集するもの蓋し茲に數年なり然り而して之か救治の策を講ずるものは皆萬口一談力を極めて獄制の改良を説く曰分房拘留曰く其房拘留曰く某曰く某紛々難出喧囂擾擾遂に其底止する所を知らず獄制の改良は素と最緊極要の事苟も施設其宜しきに適せば其効用亦必す大に觀る可きものあらん然りと雖も滔々たる刑罰の弊害奚そ一獄制の改良を以て遽に其圓滿を期するを得るものならんや是れ余か一家の私言に非らず實に積年の經驗之を示す所なり且其れ自由刑中其弊害の最も甚たしきものは長期の刑に非らずして却て短期の刑に在り已に短期

の刑なり分房の制共房の法固より利害の其間に存するあるへしと雖も其及ぼす所の影響終に是れ幾何ぞや是に於てか益々前言之果して謬らざるを知る然り而して現時各國當行する所の刑罰中其最も多分を占むるものは實に此短期自由刑なり

今獨逸帝國統計表を見るに既決犯人百人中其六十五人は禁錮にして其三人は懲役其二十八人は罰金に處せられたるものにして殘余の四人は死刑城壁禁錮拘留及び放逐に處せられたるものなりとす次に我國最近の統計年鑑を採て其比率を見るに

既決犯人百人中九十四人は禁錮にして	
明治二十一年	九十二人
明治二十二年	九十五人
明治二十三年	九十四人
罰金三人	
明治二十一年	四人
明治二十二年	四人
明治二十三年	四人
懲役一人	
明治二十一年	一人
明治二十二年	一人
明治二十三年	一人
殘余の二人は死刑徒刑拘留及科料に處せられたるものとす	

是に因て之を觀れば短期自由刑は實に刑罰中の大部分を占むるものと謂ふ可し殊に罰金は率ね換刑處分に依て短期自由刑に變せらる可きものなれば此等をも合算せば其數の増加は果して幾何ぞや

抑も短期自由刑は痛楚深く感せしむるに足らず蓋陶普ねく及ぼそは由なし隨て犯罪を以て常業と爲す者に對しては何等の好果あるものに非らず偶々以て害惡を助長せるに足る有るのみ蓋し此輩に在ては廉恥已に破れ節操已に欠く世人の嗤笑嘗て顧みず父兄の煩累何ぞ意に介せん是を以て窮厄顧るに處なく進退投するに地なくんは固圍を以て雨露を凌ぎ囚衣を以て凍寒を免れ体健かに氣奮ふを待て復犯罪を行ふもの比々として皆是なり改過遷善の效奚を得て望まんや適願歸正の實奚を得て舉からんや犯罪常業者獨り然るのみに非らず普通の良民にして其恆心の欠乏に基因し達法の所爲を爲すものと雖も其効果亦大に之に類するものあり蓋し監獄は兇徒の巢窟惡漢の淵藪其常に談する所のものは盜竊の手段に非らずんば則ち殺人の方法なり然り而して善に進むの難くして惡に陥るの易きは古今人性の通弊隨て均しく同一短期なりと雖も一に在ては白駒の過隙に比す可く一に在ては天上の歲月に喩ふ可し加之なす不拔の操を有せざるものに在ては一たひ其囚徒と伍せしを耻つるの極却て之か反動を起すもの徃々にして之れ有り又た刑餘の人を厭忌するは人の常情是を以て當初より良心を有し若しくは之を在監中に得て

放免せられたるものと雖も其舊地を恢復するは實に至難中の至難に屬す隨て東漂西泊饑寒の痛楚に堪へず涙を吞んで再び法網に觸るゝもの亦實に鮮しとせず

之を要するに自由刑は刑罰の大部分を占め短期自由刑は又其八九分に居る然り而して其効用如何を察すれば常業犯罪者に對しては轉た害惡を助長するの弊を醸し一時犯罪者に對しては之を驅て常業犯罪者たらしむるの恐あり威嚇遷善の實果して何れの處にか在る強制歸順の効果して何れの處にか存する

短期自由刑の効力薄弱なるものと實に此の如く其害毒を社會に流すも亦實に此の如し然り而して其國費を要するの点に至ては他刑に超越するものと已に萬々是に由て之を觀れば短期自由刑は所謂害の利に伴ふものに非らずして却て利の害に伴ふものに外ならず苟も此情に通ずるもの誰か之か改良の必要を感せざらん苟も此態を察するもの誰か之か釐正の必要を思はざらん

果して然らば短期自由刑の弊害を救治するの術如何他なし之か代用の方法を規定するに在り昔時に在ては(答刑は一般の問題に上らざりしを以て暫く茲に之を措く)自宅執業閉門又は刑事の讒責を以て之に充用せりと雖も自宅執業は一般に對して之を弘行するを得ず蓋し奸惡不逞法網に觸るゝの徒にして定住の家屋を有するは實に稀有の事に屬を加ふるに之をして從事せしむ可き適業を附與するは頗る困難なるのみならず併せて必要なる監督を

欠くの不便あり殊に其強制職業たる修路割薪等最も單純粗大のものなるを要するを以て努力に衣食せざるものに對して之を適用せんと欲せば其與ふる所の苦痛勞ひ過大に失せざるを得ず罪刑其權衡を持するは實に法理上忽語に附す可からざるの事自宅執業の法未だ以て短期自由刑に代用するに足らず

閉門及び譴責に在ても亦其効果各人に因て均しからず蓋し閉門は職業を家外に求めて衣食するものに對しては必ず適當の痛苦を感せしめ得へし雖も常に屋内に在て起臥するものに對しては毫も痛苦を感せしむるゝ能はざる可し又譴責は感覺の利鈍に因て其苦惱に天淵の別あり即ち名譽の感覺鋭敏なるものに在ては痛く苦惱を感ず可し雖も其感覺薄弱なるものに對しては更らに其効なり是に由て之を觀れば閉門譴責亦以て適當の代用法たるに足らず

自宅執業閉門譴責已に業に短期自由刑の代用法と爲すに足らず短期自由刑の代用法當世紀遂に無きか嗚呼豈夫れ然らんや項者附條件判決の説を唱ふるものあり其論取る可く其説頗る可なり圓滿無欠固より期し得へきに非らず雖も迂濶疎放已に之を免るゝものと謂ふ可し請ふ左に之を説かん

(未完)

○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前) 法學士 石田氏 幹

上述の如くアモスビルズベリ氏の主張せし説は實際に採用せざれりしと雖も氏の説は大に考案を煩すへき價値あるものと信するを以て茲に氏の所謂刑期不確定の宣告とは如何なる乎を説明すへし刑期不確定の宣告とは刑期の最短期と最長期とを示し此兩刑期間に於て犯罪人の刑期を其行狀の如何に依り短縮し或は延長するの宣告を云ふ氏曰く犯罪人の行狀如何を試験するには犯罪人は能く監獄規則に服従するや否や吟味すへきのみならず其勞働に服従するや真に熱心に勉強するや否や等をも精細に吟味せざるへかざるなり而して此等を確認するには行狀表に依る行狀表には階級を分ち階級には差異あり以て試験の方法を嚴正にす然れども試験の方法嚴正なればとて未だ以て満足すへきにあらず尙進んで試験事務に従事する獄務官をも精選せざるへかざるなり況して犯罪人の行狀如何を試験する標準の如きは最も注意すへきものにして其標準は自然犯罪人の知識を發達せしむへきものたるを要するなりと

氏の説述する所は實際上「エルミラ制度」と同様のものにして唯其異なる所は「エルミラ制度」は格別に幼年者犯罪人のみに適用するものなれども氏は之を一般に採用せんとするに在り其然り而る故に犯罪人を同房に入れ其同房中に於て自然諸種罪惡の誘惑に遭遇せしめ之を防禦し自戒の精神を養成せしむるの社會的生活を爲さしむるに於

ては兩者同一なりとす

現今上述の制度は全世界に於て採用せられずして其反對の制度即ち犯罪人を別房に置くの制度は専ら採用せざるゝこととなりしと雖も兩制度其各々利害得失ありて或犯罪人は之を別房に置くよりは寧ろ之を同房せしむるの優れることあり又或犯罪人は之を同房せしめずして之を別房に置がざるべからざることあれば互に相軒軽すべきにあつざるなり

尙右兩制度の中何れか尤も各箇犯罪人に付て勸善懲惡の結果を奏すへきやの問題等は別題として研究することおらんも歴史上の事實は此別房制度は米國に於ては總へて

(ペンシルバニアに於てす)無施用に属せしことを証明せり而して又歴史上の事實は此「エルミラ」制度たる同房制度は其根據を堅くし速に蔓延せしことを証明せり

初北米合衆國に於て假出獄制度を採用するものはニコヨーク、マサッチュセツト、ペンシルバニア、フハイラ、ミチガン、ミシシッピ、カンサス及びサウスダコタの諸州とす就中ニコヨーク州に於ては裁判所は隨意に刑期不確定の宣告を爲すことを得るの權限を有せりニコヨーク州と同じく刑法に裁判所は隨意に刑期不確定の宣告を爲すを得るゝ規定せし州はマサッチュセツト、ペンシルバニア、ミチガン及びミネソタとす然れども此規定たるや政治家及び「コントラクト、システム」(此制度は前に看ゆ)主張者は痛く之を排撃せり

熟ら惟ふに犯罪人は總へて二箇の生活を爲す入獄前の生活及び出獄後の生活はなり犯罪人入獄前の生活に付ては別に獄務官の注意を惹くを要せずと雖も出獄後の生活に付ては獄務官たるものは大に念慮を費さるべからざる而して犯罪人をして惡を去り善に復り出獄後の生活を全ふせしめんには徒らに方式的又は器械的の取扱を以て其結果を奏すへきにあつざるなり僅かに規則の一箇條に違背するものあればとて速かに之を獄中に投するが如きは惡結果を生ずるものとせず實に入獄の事實は一方に於ては入獄人をして迷信を生せしめ他方に於ては社會をして之と齒するを嫌ふの念を生せしむればなり故に入獄せしむる事の如きは屢々不必要の場合のみならず又入獄せしめて甚だしき危險を感ずる場合多しとす警察官たるものは宜しく此等の理由を了解して忽語に逮捕の手續を爲すべからず宜しく其結果如何を考慮して後其手を下さべし特に未丁年者を逮捕するが如きは最も注意すべきまよ、謂はざるべからず

上述の理由に基き未丁年者を保護する組織の發達せしめとは北米合衆國の近世監獄史に於て尤も著明なるものにして一千八百七十年タフツ及びブロックウェイの兩氏はシンシナチー州に於て監獄改良の原因として「ビヨウチンクエセンシー」(巡視組織と云ふべきものにして未丁年者の犯罪を巡視し之を保護するものなり)なるものを設立せざるべからざることを切諭せり此論旨に基き始めて

問 答

「ピフツチングエゼンシー」を設置せしはマツツチユセツト州とす繼てミチガン州に於ては同一の主趣に基き小兒保護學校なるものを設立し好結果を得しかば西北の諸州は皆之に倣ひ其設立に着手することゝはなりしなり
(未完)

問 答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保證すること能はざるは勿論尙ほ不充分のこと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提議の勞を惜まれさらんことを希望す 編者 白

獄事雜問

問 押丁給與品中の桐油は不体裁且つ不經濟なることあり就ては大羅紗の外套と爲すことは許されざるものなるや

答 羅紗の外套を桐油に代用のごとは從來屢々其筋へ伺出てたる向ありしも以前は皆許されざりし今日に在りては積雪等甚たく不便不經濟多き北國地方にして其費用地方議會の可決するどあるなるに於ては許可ありと聞く

問 監獄統計上病者の掲表方各地區々にして其間種々の意見もあることなるが此は如何にするを可とすべきや

答 一日たりども苟も服藥を要するものは即ち病者に

相違なきを以て服藥の必要ある以上は其者は病者中に算するを可とす或は幾日間服藥せざれば病者と掲表せすとか又は休役せされば病者にあらずとか又は病監にて治療を受けるにあらずされば眞の病者と稱するを得すと云ふか如きは皆其當を得ざるやに思考す

問 懲治人は其懲治の申渡に對し上訴し得べきものなるや

答 懲治の言渡も裁判言渡には相違なきを以て之に對して特に上訴を許さすとの規定なき以上は他の裁判言渡ありたる場合と同様上訴し得るも勿論ならん現に其例もありと聞く

問 果して上訴し得るに於ては其上訴期限中は懲治の執行を停止するも勿論なるや

答 懲治の言渡に對し上訴あるも其執行は停止すべきものにあらずと思考す蓋し彼の上訴ありたる場合に刑の執行を停止するは「刑は確定の後にあらずれば執行するを得ず」並に控訴上告の場合どもに刑の執行は停止すとの明文あるに依るものとす然るに懲治は一種の強制教育にして刑にあらずざるを以て此の刑の執行上の規定に従ふの要なし是れ言渡あれば直ちに執行すべきものなりと云ふ所以なり

問 在監へ傳染病に罹りて死亡せしときは引取人の有無に拘はらず監署に於て火葬するを得策とすへし斯く爲すも差支なきや

答 傳染病にて死亡せし監人の遺骸は引取人あるものと雖も其引取まで待ち難き場合は火葬して差支なきことと思考す

問 刑事に就き控訴したるか爲め控訴院所在地へ送られたる者其後餘罪發覺し爲めに前刑より重き處分を受けたるに由り控訴院所在地の監獄に於て當然前刑と通算して其後刑を執行せざるを得ざる場合は前刑後刑合して一の刑となりたるものなれば他の控訴因同様最初言渡ありたる地方にて其費用を負擔すべきものなるや

答 餘罪の爲め重き刑に處せられたるときは前刑と通して一刑となるには相違なきも餘罪の爲め刑を受けたる後は最早控訴因にあらず隨て其後の費用は當然其拘禁地方に於て負擔せざるを得ざることを思考す

問 看守警備訓練の爲め負傷するものとあるときは職務上の負傷と見做すを得べきや

答 新任看守教習中は教習方法に關する内務大臣の訓令に由りて警備訓練を爲すものなれば警備は一の業務に屬す就ては其教習を受けるの間に在て負傷するるときに限りては職務上の負傷と云ふを得へしと雖も其他の場合に在ては職務上と見做すことを得ずと思考す

問 本刑と賭博犯懲罰とを併科せられ居るもの本刑執行中改換の狀著しるしきときは本刑の終らざる以前に在て豫め懲罰を全免せられ得るものなるや

答 本刑と賭博犯懲罰とに處せられたる者は本刑執行

中改換の狀著しるべきときは假出獄をも許さるべきものなれば懲罰も豫め全免せらるるを得へし尤も懲罰全免は本刑の特赦同様のものとされは當該官より内務司法兩大臣に具申し兩大臣は勅裁を請ふべきことなりと云ふ

諷 叢

◎受負人の手代 とは何ぞや。或る種の授業手を云ふ、受負業盛大のどころ隨て此の手代の勢力熾んたり、受負人の爲めには此上なき便利とす。而かも其俸給は受負人に於て負擔するものにあらず。

◎假出獄の罪質 とは何ぞや。取賄、監守盜又は詐欺取財に關する罪即ち犯罪中にも殊に「いやらしき」罪質を謂ふと云ふ。

◎假出獄の役業 とは何ぞや。曰く看護夫、曰く炊夫、曰く掃除夫……………先年は傳吉。

◎秘密媒介房 とは何ぞや。昔し〳〵某の所の密室又は分房を謂ひしとかや。未だ其の何の故たるを詳くかにせず。

●手品監獄 無名氏投す
手品監獄是れ某の支署が得たる稱とす其故如何に云ふに此の所に入る御役人様は雇役までも忽ち無を化して有

問 答

どなし貧を轉して富となす、昨日に變る今日の貧澤、中には月俸拾何圓の方様にて外妾とか云ふものを蓄ふるさへあり其不思議なること手品師の技を凌駕するに由る、樂屋の魂膽知らぬ工夫が先は肝要。

◎北鳴上人

そこへ御通行相成るは北鳴上人にはおはさすや、げにも浮世の塵を厭はせ給ひて三衣一鉢の外は無一物なる御いでだち貴くも馬鹿氣で見ゆ候、さりあかたまだうら若き御身を以て斯くも世に捨てられ給ひけんは必定其譯なくしては叶はず、左れば彼の袈裟か美貌に迷ふて遂に那智の荒行に及びたる遠藤武者かふる事にも似たらん話のありとは見えぬぞ少しは曰くのある事ならん、北鳴上人立止り、こはヲツな事を聞くもかな斯く拙僧か世をはかなみつるは中々盛遠如き愚痴より出てたる發心に非ず、熟々人界の轉變を觀すれば又手もはかなく頼みけなし、夫れ丘は桑田と變し桑は蠶に食まれて絹と變し絹は忽ち猫の皮に縁を結び其親類忽ち庖丁と變し庖丁變して振付手となり切味餘つて桶賣人の手代と變し帳面忽ち双紙と變し短命者の血は長命者の食と變し長命者の膏は再變して名ばかり醫者の酒代と變し、是等はまた何でもない、拙僧か故郷の如きは山の芋變して鰻となり鰻變じて鰻となり再變して鰻となり門衛所變して癪狂院となり既變して病室となり病室忽ち屏息房と變す、於是乎ニゲタイ虫、春來にけりと飛出せば電光忽ち閃き笠の臺飛んで歸らす、昔

我祖師上人は朝の紅顔夕の白骨と仰せられけるに思ひ合せて塵世の頼み難きを悟り、且つは其虫其の冥福を祈はやどて斯くこそ世をは遊れしなれ、捨てられしなんどとは慮外千萬。

雜 録

監獄協會第二回常集會

大日本監獄協會常集會は去る二月十二日午後一時より例に依て東京市上野公園園嶺松亭に之を開けり來會諸君は

(姓名いろは順)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 石澤 謹吾君 (東京集治監監) | 印南於 兎吉君 (内務省警保) |
| 井口 正友君 (警視廳監獄署) | 石嶋 興吉君 (警視廳監獄署) |
| 半田 久次郎君 (内務省監獄課) | 堀 順信君 (支署守長) |
| 小河 滋次郎君 (長務省監獄課) | 甲斐 秀成君 (栃木縣監獄) |
| 神谷 彦太郎君 (内務省監獄課) | 横江 勝榮君 (支署守長) |
| 中川 新二郎君 (守長) | 中村 梅橘君 (支署守長) |
| 中澤 小二郎君 (石川島監獄支) | 梅村 寛逸君 (支署守長) |
| 野間 口正義君 (警視廳監獄署) | 野口 吉藏君 (警視廳監獄署) |
| 工藤 準造君 (東京集治監監) | 草苺 次郎君 (埼玉縣守) |
| 山室 元吉君 (埼玉縣監獄) | 山内 副忠君 (神奈川監獄) |
| 山上 義雄君 (内務省監獄課) | 前田 傳君 (支署守長) |
| 福澤 勇太郎君 (法學院卒業生) | 小泉 保直君 (支署守長) |
| 小嶋 吉太郎君 (員) | 後藤 誠諦君 (支署守長) |

手嶋 兎喜二君 (石川島監獄支) 坂口 慶吉君 (群馬縣看守) 佐野 尙君 (監獄協會庶務) 木村 眞承君 (監獄協會庶務) 宮地 良治君 (石川島監獄支) 森田 周一郎君 (支署守長) 杉本 壽幸君 (警視廳監獄署) 鈴木 與藏君 (支署守長) 會將に開けんば調査局長小原重哉君書を寄せて一昨日來外邪に冒され療養中不本意ながら欠席の旨を通せらる讀者は記憶せられん前會に於て出題總て五箇ありしを而して其三問題の調査を六名の委員に委託せしを然るに幾何もなく委員長なる小河滋次郎君は福島縣へ委員なる神谷彦太郎君は宮城縣へ共に官命を帯ひて出張せざる是等の事の爲め委員會を開くを得ず既にして兩君歸京、時に常集會の期已に迫る趣ち初めて委員會を開く會第一次其第一問題なる別房留置人處遇の件を調了し報告書成る即ち左の如し

第一回常集會に於ける別房留置人問題

本件に付ては左の四箇の疑問に對して解答を與へは足りな

第一問 別房留置人の工場と囚人の工場とは各別に設くべきものなるや果して各別に設くべきものなるときは例せば昨日まで工錢多き木工に就き居りし者も別房留置となりし爲め今日より藪工(別房留置人のみの工場は多く藪工なり)に就かざるを得ざるの不利あり而かも性質上各別にせざるを得ずと云ふものあり如何

第二問 別房留置人は外役に就かしめ得べきや
第三問 果して外役せしめ得るに於ては人員の制限聯絆のみとは如何

第四問 別房留置人は何を主眼として取扱ふべきや
第一問解答 別房留置人は總て十四年の監獄則に依りて支配せざるものとする因て本疑問を該監獄則に照すに該則中には工場別異のみと一もあるなし若し性質上工場別の要すを認められたるよとなれば必ずや其規定なかるべからず然るに其事なきを以て見れば各別に設けざるを得ざるものにあらざるや知るべきなり又一歩を譲りて二十二年の監獄則に依るとせんか該則工場別異は定役囚と無定役囚と懲治人とのみなり而して今日の別房留置人は附加刑の執行を受けつゝある者にして刑法附則に「工業を爲さしめ若しくは使役に供す」と明定せらるゝ以上は之を無定役として見んよりは寧ろ定役者と見做すを妥當とすへし然らば則ち新則に照すも亦定役者と同工場に置くへかざるの理由を見ず却て定役者と同じにして不可なきを知る況んや工場別異には本間に云ふか如き弊害の伴ふあるに於てをや

第二問解答 別房留置人は外役に就かしむるを得へし十四年中靜岡縣へ許可の例あり
第三問解答 人員並に聯絆のみと共に規定なきを以て斯る制限には拘束せらるゝものにあらざるへし

參照
十七年中群馬縣より監視に附すへき無籍者及歸郷旅費の貯へ無之別房留置の者構内事業に就かしむるも其所得薄く自然出監の日を延し愍然の至りに付右等は監獄在地の人民の願により一里以内は賃渡且暮雇主より迎送せしめ使用中と雖も付添はせ然して看守押丁を時々巡回せしめ農事米麥春の類に備役致させ不苦哉と伺出たるに伺の通と指令の例あり

第四問解答 別房留置人は無住居無引取人無旅費の三種なれば工錢多き業を撰みて之を課し一日も早く金を貯蓄せしむるを主要とす金錢を獲に自由を得ん右を議題として會議を開き石澤庶務局長會長の勞を取らる

監獄協會第二回常集會 議事速記

貴族院速記者 梁 轍 速記

○小河滋次郎君 私が一通り説明致します、即ち諸君のれ手許に私共の調査致しました結果を御報道致して置きました但御承知の通り此前私共の委員が調査を引受けましたのは三事項ござりまして即ち出獄人保護に關すること、別房留置人に關すること及び北海道獄則に關すること此三つでござります、之を我々が調査致しまして此常

集會に御報告する等ござりましたが生憎調査委員中の神谷君及眞木君並に私の三人が地方の巡回に出まして大分長く其方に日子を費しましたが爲に此方の調査をすることが出来ませぬでござりました、夫故に先づ別房留置人に關する丈の調査を致し一回調査委員會を開きまして此御報道をすることになりましてござります、夫故に我々は先づ此別房留置人に關する私共の調査の結果を説明致します、此別房留置人のことに付ては前回にも私の意見を略ぼ申上げて置きました但實際各地方に於て之を處分する實況と云ふものは誠に區々になつて居りまして甚しきに至つては別房留置人は監獄より度外視さるゝと云ふ様な有様で作業も十分なる能はず待遇も不完全なる實況でござります、之を監獄則に於きまして別房留置人に關する規定を設けてないで云ふものは其當時斯様な半ばは囚人であり半ばは良民なる者が刑の執行する所に居るのは不都合である、監獄は純然たる刑の執行場にしたといふのが當時の精神でござりました別房留置人に關する個條は一個條も監獄則中にないでござります、夫故に當時監獄則を改正になりました時内務大臣が各地方に出獄人保護會社と云ふものを造つて別房留置人を所遇する様に計畫されたといふ訓令が出たのでござります、其訓令に依つて別房留置人と云ふ者は厄介物であるから監獄から逐ひ退けるおと出来るおと、考へられまして、然るに今日に至るまで出獄人保護事業も十分發達

致しませず従つて別房留置人と云ふ者も幾つて居る残つて居るのみならず近頃は大分増して來る様な傾きがあるのである、就ては充分に之れに對する處分法を講究しなければならぬ、既に監獄に預て居ります以上は其の處分を完全に致しまして今日の様な合の子扱ひなる冷淡な事では監獄官吏の職務に背くものであらう云ふので詰り斯う云ふ必要問題が起つたのであらうを考へます、夫れで段々私共も調査致しまして色々な議論もござりましたが其議論を纏めた所で先づ茲に御報告致しました通り凡四問題に分ちまして其四問題に對する解釋を致しましたなふは夫れで充分別房留置人に對する處分法は明瞭になるであらうと云ふ考であつたのでござります、第一問、第二問、第三問、第四問、と逐條に御討議を願ひたふござります、先づ第一問から大体私が説明を致しますが是は此前にも一番の問題であつたのでござります、別房留置人の工場と云ふものは囚人の工場と別にしなければならぬ別房留置人と名の變つた以上は囚人と一所にするとは出来ないうであらうと云ふ事柄でござりますが此間が一番必要の間であらうと考へる夫れで私共の調査しました所では別に之を區別する必要はあるまい、若し之を區別する様なことでありますと充分なる處分をすることは出来ないう、夫れで別房留置人は矢張り混同さしても宜しいと云ふ精神でなければならぬと云ふ積りでござりました、なせ混同さしても差支へないかと云ふと詰り別房留

置人と云ふものは囚人の形の變つたといふ丈けのものゆへ其中の定役者として監獄で扱つて差支へないものであらうと考へる、囚人の工場には御承知の通り監獄則に定役囚と無定役囚との區別がある、なせかと云ふと一方は名譽を保護する即ち定役に就かない者であり、又一方は定役に就くと云ふのを以て一つの懲戒にもしてある、即ち夫れで自由刑の効を強めるよになつて居るのであつて其の性質と云ふものがまるで違つて居るのでござります、然るに別房留置人と云ふものは多くは否殆と總て定役の者より出來るものでござりまして定役囚として扱つて差支ないものであらうと考へる、殊に此説明にも書いてあります通り元と別房留置人の所遇と云ふものは舊監獄則に依つて扱ふことになつて居つて舊監獄則には工場別異のこと等總て何にも書いてないのでござります、又無論今日の監獄則には何にもないものである既に監獄則に禁じてない以上は監獄紀律上混同させることは差支へないのみならずさう云ふ様にして初て別房留置人に對し完全なる所遇をするよと出來、充分なる作業を授け相應なる工錢を與へて成べく早く出獄せしむると云ふ監獄則の本當の精神を貫徹することが出來ると思ふ然るに名にのみ拘泥して工場を別異すると云ふ様なことであつては肝腎の作業を與ふるとは出來ず、其結果たる唯々監獄に永く厄介物を置くといふおとになり監獄則に反する結果を現はすであらうと思ふ依て實際の便宜上又監獄則の精

神上是非其別房留置人に對しましては工場を定役囚と分の必要がない、必要がないのみならず別たさるも一向差支へないと思ふのでござります、第一問に對する説明は前申上げた通りでござりますが尙調査は神谷君が主任であつたのでござりませから御質疑がありましたなれば神谷君が詳細なる御答へをさるゝでござりませう、

○中村梅橋君 一寸私は御尋ね致しますが委員長の御説明で略ぼ分りましたが唯々其別房留置人を一つの定役囚と見做して宜いと云ふ御趣意は監獄則の明文にないか一向差支へがないと云ふ様などに承知しましたがさうでござります乎

○小治滋次郎君 先づ押付けられて来たならば別に監獄則に明文がないから差支へないと云ふのでござります又實際の便宜上から云ひましても昨日まで囚人であつて今日名が變つた云ふ變形物であるから實際の便宜上に於て差支へなく又表面から云ひましても監獄則に別に明文がないから差支へないと云ふ兩方です

○中村梅橋君 私は全然是は混同すべきものでないと云ふ考を持つて居ります、只今の御説明に依りても矢張前の考の通り私は飽く迄も定役囚と混同するは穩かでないと思ひて居ります、成程監獄則中に明文のないと云ふは勿論のことで是は其監獄則に規定された懲治人或は刑事被告人杯の範圍の外のもので監獄則に規定しないので若し此三種の中に別房留置人を合んで居るならば夫は別異

をしるゝ云ふ規定のない以上は勿論差支ないと考へます、が明に定役囚、無定役囚、懲治人と定められて別房留置人と云ふ者は監獄則では特異のものと思つて居るから其明文のない爲に定役囚と混同するとは飽くまで穩かでないと思へます、工錢を與ふるとの出来る出来ないは別にして私は區別する方の考でござります

○山内副忠君 私も別房留置人は到底混同すべからざるものと思へます、監獄則に就いて今御説明がありましたが別房留置人と云ふものは監獄則でも認められておらずと考へる、夫で此別房留置人と云ふものは今日勢ひ已むを得ぬ所から出て居るもので即ち段々伺を出したりして始めて舊監獄則に依つて處分をせよと云ふことになつて来たのであらうと考へる夫れで一体先刻御説明のある如く内務大臣の訓令もありまして各府縣の保護會社なるものが預つて行く時分にも畢竟別房留置人と云ふものは舊監獄則で取扱ふことにすると云ふのが普通の考であつたのであらうと思はれるのでござります、さうして見れば到底是れは囚人の變形したものと云ひながら之を純粹なる囚人と同様にして往くと云ふとはさうしても穩かであるまいと考へる何處までも是れは混同せずして別房留置人は別房留置人として別段に所遇をせよと云ふのが至當であらうと考へる、元と引取人があり、或は旅費でもあつて出て行く者は無論夫々郷里に戻つて正當の職業に依るべき筈のものである、さうして見れば語り囚人

録

と見ると云ふとは實に不穩當のことであらうと考へる故に私は大に反對の意見を有して居ります

○中村梅橋君 尙は私の意見を申し上げますが今委員長から御説明の中に別房留置人なる者は定役囚の變形のものであらうかと云ふことであります、是れは必ずしも定役囚のみならず随分定役のない所の犯罪に對して斯くあるものもあらうと思ふ、其邊に至ると無定役囚から別房に止まるの事實がないと思はれまいと思ふ、又良い工錢を取つて早く出さうと云ふ監獄則の精神であると云ふ御説明もありました、私は監獄則の精神と云ふものはさう云ふ様な意味は合んで居ないと思へる、監獄則は却つて夫れに反して實を與ふるより名を與ふる様にしてあるかと考へる、若し其名義はさうでも宜いか金を與ふると思ふと云ふ趣旨ならば工錢の給し方も衣食費を扣除して其殘餘があつたら工錢を與ふると云ふ様などにはまいと思ふ、然るにさう云ふ不利益なる規定を定められたと云ふものは之を常人と見做して多少名譽心を與ふる方に傾いて居らうと思ふ、して見ますと只今丈の御説明の理由では私はさうしても既決囚と混同して使役するとは出来ないと云ふ考でござります

○堀順信君 私は委員長に少し伺ひますが少しく問題外に涉るかも知りませぬが工場を混同して居る位のものでござりますれば監房も共に混同しても宜いと云ふの御説でござりますか

は始終畫の中でもあり警護者が附いて居つて一舉一動警護者の命令に服従して一言一句も容易に發するおの出来ないと様になつて居るのでござります、言はゞ實際上から見ると工場に於ては雜居別異と云ふ區別はない雜居して別異してゐるのでござります、然るに監房の方ではさう云ふことは出来ないのみならず監房は區別せねばならぬのは自然の勢であらうと思ふ殊に監房別異と云ふことに付きましては御承知の通り刑法附則にも別房留置人と云ふものは別房に留置してと云ふとがあるものでござります、かゝ當然監房は區別しどければならぬと云ふ考でござります

○堀順信君 さうしますと先程からの諸君の御趣意の如く私も工場に混同して置くと思ふとはさうも穩かならぬ様に考へますのでござります、其理由たるや即ち今御兩君が御述べになつたのと相似て居るのでござります、別に多言を要しませぬがさうも不穩當の様は考へられませぬ

○小川滋次郎君 此事に就ては少しく皆さんの御注意を願ひたいと思ふ、工場に出して置くと思ふとは雜居致して居つても其實注意さへ届けば別異と同じとであらうと思ふ、即膝を接し居つても座話することをさせぬのが本當でござりますか、實は工場では別異するとか別異せぬとか云ふ議論はないと思ふ、夫れを自由に談話もし通聲もさせる様とならば殆んど看守者があ

録

つてないと同じとであらうと思ふ、看守者が十分にやつて居れば別異の場合と同じとて又是非別異しなければならぬと云ふ御考であるならば其御懸念は實際注意上からさうでもすると思ふ、唯々徒らに外形の事を杞憂して實際別異するが爲にはさう云ふ不都合を生ずるか如何なる不便利を感ずるか云ふことをまゝで措いて問はぬと云ふよりは其だ残念は私に考へます、外形は兎も角も實際の實益を取めると云ふ様なことを最も主として考へ下さるゝとを私は希望するのでござります

○堀順信君 尙ほ夫れに付いて一言申上げたうござりますが工場は看守者が附いて居るから談話通聲は出来なない、夫れをさせるならば看守者があつても無きが如しと云ふれ説でござりましたが尙ほ考へます所が此談話通聲なるものは若し彼が其規則を犯してした以上には最早取返しのないものであらうと考へるのでござります而して之を假令處分した所が通聲をしたものは取返しの出来ないのであるから第一混同させないのが妥當であらうと考へるのでござります、さうも如何に考へまして監房を別異して工場を雑居させると云ふとはさうも私の胸に貫徹しませぬ

○山内副忠君 段々委員長の御注意もありましたが夫れは實際に取つてはさうであるか名は無くとも實さへあれば宜いと云ふ御話でござりました、事柄に依つては名は無くとも實さへ出来れば宜いと云ふとは我々も認め

て居るでせ、左りながさ若し之を實ばかり取つて實ばかり擧げると云ふおどしたならば即ち懲治人も四人も皆混同して私は宜からうと考へる、さうして即ち其戒護を嚴にして置いたならば決して憂ひのないと云ふ結局の論にならうと考へる、けれどもさうしては詰りいけなないと私は認めるのでござります、別房留置は舊監獄則に依つても別房留置とあれば讀んで字の如く他の者と別になければならぬものである、既に監房を別にすれば従つて工場も別異しなければならぬ、性質上から云ふたならば決して其監獄に置かなくても宜からうと考へる、夫れ故に現行の監獄則では認めないのである、さうして見れば矢張り工場を別異して固より一時も早く出獄させる所の方法を設けねばならぬ、夫れは充分研究しなければならぬ所でありすが併しさうあつても私は嚴格に別異したいと云ふ考であります

○横江勝榮君 私一言申しますが前回は私も一處にすべきでないと思ふ意見者でござりました、只今のお説と同じで性質上別異しなければならぬおどは分り居る假令只今の御説明の主意を取つて行ふとして實際の効能は見えないと思ふ故に私は矢張り前向君の説と同様別異しなれぬと云ふことに同感で實際上多分の益はないと思ふ、何故と云ふと別房留置になるものは大概短期の者で月數が短いからす是れは實際の上の世話であります

○山上義雄君 私の意見は是れまで本人が従事して居つ

つた所の役業を與へずして更に利益のない工錢の取れないものに就かせること云ふことは本人の不利益であるか否實際業を擇んで本人の利益を圖つて囚人と共にやること云ふことには賛成でありますが其理由に至つては賛成するおどが出来ない、當然別房留置人は囚人の工場に於て役業に就けるおどが出来ぬのだと云ふ理由で極めるおどは不賛成である、殊に昨日までは囚人であつて刑期が満らたから今日は別房留置人となるので是れで定役に就いて居つたおどあれば定役であること云ふ理由に至つては益す反對しなければならぬ准囚人所ではなく、准良民であると思ふ、旅費があるか引取人がある場合は外に出て良民と伍して營業が出来ぬものであるか否准囚人と云ふよりは准良民と云はなければならぬ、實際本人の利益上業を擇んでやるには必要とは思つて居る別房留置人は囚人の工場に於て業に就けるにもせよ彼を准囚人であること云ふことには何處までも私は反對しなければならぬと思ふ

○草刈次郎君 私崎玉でござりますが只今お述べになつたお説も略ぼ同感でござります殊に此委員長の御説明に於ては定役因無定役因であるからと云ふ御説明でござりますが只今前論者の述べられた通り無定役囚者なるのみならず是れは監獄の厄介物でありますから早く出さうと云ふ精神はあるに相違ない尤も監獄則の改正になつた時に彼の別房留置と云ふものは條項の中かゝ抹殺されまして監獄則の眼中にはないものであつて一時の厄介物

であること云ふとは喋々申させぬでも分つて居る話なのです、然るに只今さう云ふ御議論の出ましたと云ふのは畢竟各府縣で待遇法に困まる所から斯うおどふおどになつたらうと考へます、故に委員長よりも如何にも苦しさうな御説明であります、各府縣を御覧になつても一工場の隅に集つて職工に就いて居る即ち青い着物を着て居る者は職工であります、殊に崎玉の如きは別房者となる如き者は良い工錢の者ではありませぬ木工であるとか靴工であるとか云ふ良い職人は決してありませぬ、今日までの経験上かゝ決してない一時の浮浪者であるとか乞食であるとか實に頼るべき所のないものである、夫れ故に連も之れに食費を償はせて其上に旅費を與へて遠國に返へすと云ふ様なことは是れは政府でも斯くまでの御保護は出来まいと思ふ、又實際に出来ぬおどであつて一個人に對しまして憫然であると申せました所が中々今日に於きましてよい職人即ち木工靴工の如き者も食費を償つて其上に工錢を餘せると云ふのは實に稀れであります夫れで別房留置人を一處にしまして立派な工錢を與へてやらうと云ふおどは中々出来ない、夫れに段々崎玉縣の事情をお話しますと一の方法を近頃設けました夫れはさうかど申しますと先づ教誨師其他の有志者がありまして極く小規模の保護場見たやうなものを設けまして夫れに取締りを置きまして都て官吏は加つて居りませぬが、取締

致しまして幾らか奨励を致しました所が夫れを大層望み人が出まして——さうして何故望み人が出来たかぞ申しますると幾らか先づ錢を残しまして旅費が出来ますから夫れで大層希望心を起しました、只今は八人であります——別房留置人が皆其の話聞きまして非常に勉強を致しますか其希望心は畢竟保護場に入れて貰ひたいと云ふ所から勉強を致しました、所が今日までは漸く食費を償ひます者は数名でありましたが——保護場に入りますれば雇になりまして賃金が取れますから非常に面白くなつた中々監獄署に居りましては食費を償ふ所ではない……一人も料程を終るものが無かつたのが保護場に選抜されると云ふとを聞ましてか少料程を終る様な心掛けになつて来た、是れでは希望があるからあちこちでも骨を折つてやつて見やうと云ふ實際の有様であります、木工に居つた者は別房に歸つても木工に就かすれば宜いが實際無職業の徒が多い此の如きでありますか少監獄署を早く退けたいど云ふ考からして一方に向つては奨励を致して居りますけれども何うも仕方がないど云つて背衣着物を着た者を一處に置くど云ふことは何處までも本員等は不賛成であります及ふ丈には區別を致して——片隅の方に割然と分けて置きまして各囚人と共に置かない殊に監房に於ては別房留置人は嚴格に別異して居りませ、又工場の運動も一處にさせませぬし、一工場でも嚴重に境界は立てませぬでも必ず別にして居ります、夫れ故に別房留置人を

雜 錄

定役囚と見做して同工場に使役すると云ふとは全然不賛成でおざります

○小島吉太郎君 私も一寸一言致します、此問題は調査委員に附託されたものであるから重要な事項であらうと思ふ既に委員會を傍聴しました際に委員諸君の中に色々の議論が顯はれました、私は詰り筋道の上から委員の説に同意するとの出来ぬ理由が確にあると認めるので、即ち頻りに引續き御論もおざりましたが私は尙ほ一歩を進めて之を研究して見たいと思ふ、即ち別房と云ふものは如何なる目的のものであるか監視と云ふものと區別があるか夫を論究しましたならば極めて明にあらざると思ふ別房の目的は何であるか云へば監視の執行をすのが最大の目的であると思ふ或は旅費がないから別房に置く夫れは別房に置く所の附加の理由であつて最大の目的ではない、若し監視の地がないとか或は旅費がないかど云ふとを一つの理由として置くならば普通の囚人と雖も家に歸ると云ふとの出来ぬとは一時其處に置かねばあふぬとになる、故に曰く別房留置は監視の外に目的のないものであつて監視執行の最大目的を達するものである、然らば其監視と云ふものはどんなものであるか、と云ふに監視は附加の刑である故に之を刑と區別するものではないと云ふ論もあります私は是れには反對である何となれば監視の目的と云ふものは或る刑罪を執行して尙其人の性質が悪いとか或は犯罪が悪いとか云ふのでまだ良

民の間に下して置いて夫等の人の自由に一任して置くとは社會の爲に危険であるど云ので監視をするのである、夫で監視と云ふものの中には刑罰と云ふ目的がない、刑と云ふものは懲罰と云ふものが通入つて居なければならぬ然るに監視と云ふものは公力を以て單に自由の行爲を監督し視察するに止まるのである、即ち行政の處分である果して然らば監視に處せざる、所の人別房にある所の人は准良民でもなければ准刑民でもない、私は純粹の良民であると思ふ、斯う云ふ筋から別房留置と云ふものは觀察しなければならぬと思ふ、既に別房に留置さるゝ所の人は良民である良民であるか囚人と混交するおどは出来ぬものである況んや刑法附則三十何條であるか別房に留置し作業に従事せしめどある、夫れで私は前々來の論者よりも尙ほ一歩を進めて言ひたいと思ふ、工場を別にするより先きに刑法附則を拵へました時の立法者の考は監房内で仕事をさせるのが宜いと云ふ考であつたのであらうと思ふ——監視と云ふものが刑罰でないとしたならば別房にある者は普通の良民である普通の良民ではあるが何處にも監視を受ける處がなく、歸るに旅費がないと云ふので別に置くのである、夫故に別房に置いて仕事をさせるのは懲罰的にさせるのではない、到底懲罰の意味のないことは斷言致します、何人も労働に依つて衣食しなければならぬとは人間の原則である、即ち衣食させる爲に仕事をさせるのであつて決して懲罰の意味を以て

仕事をさせるのではないと思ふ、故に私は斷乎として一分時間と雖も囚人と接近させるおどは出来ぬと云ふことを斷言するのであります

○甲斐秀成君 稍々御論も盡きたやうですか畢竟御論の起つたものと云ふものは是れまで甲乙丙と色々役業に就いて居るが本刑の年限を終つた別房留置人ばかりを一處に集めて藪工と云ふ様な業に就けるさうすると國へ歸る所の旅費も出来ず徒らに監視の終るを待つやうであつて遺憾であるから法律上一處にせらるゝものか、一處にせられぬものかど云ふ便宜上から起つたものと思ふ、所が今の御論の如き別房留置と云ふものを附加刑の性質から段々論じて見ると法理に於て一處にせられぬものと云ふことであるか其處に至つては固より私も前々御論のあつた通り意見はないが去りながら今日便宜上から法律の支へるおどがなければ差支はない、囚人と一處にさせるならば工錢を得られて本人の便利であるか少法律上果して支へるか支へぬものかど云ふことに付ては支へぬものだと思ふ、何となれば別房に留置して作業に従事すと云ふおどは工場を分つと云ふおどは別に明文がない、又當り前の囚人と雖も監房は夫々法律を以て罪質に依つて分かれたり、年齢に依つて分けたりするおどはあるか工場を別にさせるおど云ふおどは明文はない、夫れを一處に寄せて宜い位ならば別房留置人と雖も工場を分つと云ふことには及ばない其の明文がないならば今日の法

雜 錄

律に對して抵觸するものはない、果してさうであるならば私の考では是れまでの業に従事させるが宜い、別房留置人のやうな無氣力の間人に衣食費を拂つて其餘の仕事は出来ないといふは夫れは餘り一方に偏した御論でないかと思ふ、今日まで設治屋をするとか木工に就くとかして衣食費を拂つて居つた者が別房留置人になつた爲め藝工に就き一日一錢より二錢位の金を取り兼ねる者が間にはあると思ふ、別房留置人のあるのは何故かと云ふと國へ歸へる旅費がないとか引取人がないからであるが夫れが金が出来てさうして何處其處の籍に附いて一個の生活を立てたいと云ふと別に成つて典獄が見て金があるから一個の家を起すまゝが出来るに相違ないと思つて本人の望む所に照會して籍に就かせるまゝになるならば籍に就けてやつても宜いではないかと思ふ、夫れであるから先づ今金を得させると云ふのが別房留置人に付ては唯一の目的だと思ふ金がないから別房に留め置いて監視の執行をするのであるが金がありさすれば別房留置人にならずして済む人間である、又此通りやつた所が法律に支へる所はない、併し一處に寄せて置くことと云ふと談話通解をするに云ふ懸念があると云ふことが附いて居つて一切囚人に對して言語を交へさせぬ、どんなことがあつても物を言はせぬ様にするまゝは出来ぬことではないと思ふ、前論者の御

説に依りますと別房留置人も立派に仕事を立て立つて往かれる者があると思ふ、其位の者であれば多分は世の中に打つて出る道もあつたと思ふ、夫れ故に金よりは信用、信用さへあれば引取人があるだらうと思ふ、夫れであるから何處までも混同と云ふことは不賛成であるが同工場の片々端に置くに如何にも蔑視したやうな勢でありますけれども、實際別異すると云ふ精神があるものでござりまするか、別房留置人に付て別に一工場を設ける程のものでもない、工場の場合に置いて引取人が出ますれば何時でも出してやると云ふことであるが私は金錢を取ることよりも信用が無くなつた者が多いと思ふ

○甲斐秀成君 別異しては社會の信用を得るやうになることは出来ないと思ふ、最前も申しました如く法律上一處にされるものかされぬものか、若しも法律上されぬものと見たならば別に工場を設けて木工なり指物なり仕來つた業をさせると云ふよりは地方の經濟では許さぬ所である夫れで法律に支へがなければ囚人の工場と一處にさせるのは本人の利益であると思ふ

○山内副忠君 私に別房留置人は囚人と區別せねばならぬ性質であるから區別するものである、併しながら便宜上、作業場等の都合に依り囚人と混濁することもあるが混濁するまゝは變則であると思ふ、前論者の御

別異することを原則として實際の取扱上本人の利益上一處にあるまゝが出来るやうにしたならば差支へないと思ふ

○横江藤榮君 私の考には「別房に留置す」と云ふまゝで分つて居ると思ふ刑法附則に「別房に留置して工業を爲さしむ云々」と云ふまゝがある、夫れで見解は判然分ると思ふ (以下次號)

○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)

○翼舎の部

翼舎は敷地に故障なき時は(不頁の敷地に於ては決して分房監獄を建設すべからず)地下階の基礎より地上の第二階に至る迄は「パノプシ法」に建築すべし但分房は總て穹窿形に構造するものとす

翼舎の地下階は其内に獨店房を構造し又中央櫓の地下階に於て中央暖温之機を設置せざる時は翼舎の地下階に暖温機を据置かへし但敷地は地中の水地下階の基礎の下少くも五十センチメートルに至りて始湧出する地をトモ可し又地質の能く水を吸取せざる時は土中より流れ出る所の水を疏通するの用意をなすべし且地下階の底面は何れの所にてても平地より七十五センチメートルより深からざるを要す

翼舎は大なる監獄に付ては之を延長し廊下の片側に於て十八乃至二十二の分房を設け即ち各階に三十六乃至四十四の分房を構造すべし此分房中中央櫓に接して設けたる

一分房を以て看守室とし翼舎の尾端に設けたる房を洗濯室に充つべし小監獄に付ては分房の數を減するを得

廊下は幅四メートルより四メートル半までとす壁と廊下の欄干との間の幅は九十五センチメートルより下るべからず欄干の高さは二メートルと定むべし

地下階の總ての廊下及び分房の床は下地に煉瓦を疊み其上に地氈若しくは硬き圓石を敷くべし其他の分房に於ては氣候の關係並に價額の高下に隨ひ地氈若しくは堅牢なる鋪石又は木材を以て床を疊むべし但し圓石を以て疊むべし各翼舎の廊下に於ては地氈より二階に達する所の二個の階梯を設く即ち一は中央櫓に接し一は翼舎の尾端に設置するものにして鐵を以て之を製し階段は木材を以て造るべし螺旋形の階段を設くるを得す

監獄管理用の爲め屋背の階を使用すると廢止し得べきを以て「クニーストックランド」を設くべからず屋背の構造は可成簡潔になし又之を益くに火難の慮なき被蓋料を以てすべし

廊下を能く輝かし空氣を疏通し又温むるに付ては殊に心を用ゆべし

大なる分房監獄に於て是進行は來りたる「パノプシ」(中央監獄所より各房へ)の建築法は其宜しきに適するを以て之を採す

委員が地下階に於て分房を構成するに議決したるは左の考案に基くものなり

抑も地下階及分房翼舎は是れ迄建築したる分房監獄に於ては炊所、洗濯場、倉庫、中央温機喧しき作業場、鍛治、鎖匠、指物師等の細工場を云ふ己決囚の分房等を是に設くるを以て通常とせり然るに衛生上炊所及洗濯場を遠け其蒸發氣及び臭氣を發する下水並に汚物を監舎に近づくへからざるを實驗上發明するを得たり

分房の下に中央暖温機を設立したるに其暖温機の上に位し又は烟筒に接する分房は熱氣を受け暖爐に火を焚く間は該分房に囚徒を拘禁するを得ざる大なる弊害を生ぜり又中央暖温機を分房翼舎の廊下の下に置きしに此害を免るゝを得たるも分房翼舎の地下階は之か爲中央より折半せられ一目して兩側を通過するを得ずして又之を使用するに付て不便利尠からざりき地下階の其他の場所を倉庫となすに付ても亦制限あるものにして則ち煖爐より發する所の熱氣の爲に馬鈴薯蔬菜等を貯ふるを得ずして又塵埃を被るとなく汚染の虞なき場所に貯藏するを要する物品も煖爐より生ずる塵埃、石炭、灰、煤、等の爲めに此所に之を保存するに由なかりき且此薄暗く通路の自在ならざる場所に於て作業場、睡眠場、暖温機、倉庫等を設くるも監獄の經濟及作業を監察するを得ざるを以て此所に設けたる作業場に於て就役する囚徒及其看守人は典獄及上等看守人の監察を

免るの恐れあり整分房翼舎の上階の秩序は整頓及清潔、靜謐、安寧を以て之を地下階の状態に比較するに於ては尙も少しく監獄學に通ずる者は月鑑の差を見るへし蓋し惡臭及蒸發氣の上昇するか如くす整理及汚染は上階に波及するの恐れあり是等を理由あるを以て地下階の現今の構造法にては寧ろ之を廢するに若かずとし議論沸騰せり然とも全く地下階を廢する時は是か爲め多く建築費用の節減を見ずして却て居室の數を減じ其缺を補はんか爲めには更に費用を支出せざるを得ざるの損失あり而して新古を問はず總ての監獄の地下階を以て晝夜共に囚徒の拘禁場に充つるを以て是迄異議を挾む者なきに由り分房翼舎の地下階に於て分房を構造し而して此分房をして地上の階に於けるが如く通覽するを得へき様構成せんか爲め翼舎を地下階の底より地上第三階に至る迄「バンブッシュ」法に據り建造すべしとの考案を發せり斯くする時は大に費用を省くを得べし何となれば三翼舎の地下に於て分房を構造するに於ては通常の四翼舎と同數の囚徒を拘禁するを得へければなり又殊に分房監獄に於て禁囚するを得へき最多數の囚徒を三翼舎を設けたる建築に於て拘禁し得るを以て四翼舎を設けたる建築に於けるよりも大に光線の進入及空氣の流通を能くするを得へし委員は此地下階と分房の構造に充つるの説に反對して提出せらるゝを得へき論点を精細に熟考せしめ第一の疑問は地下階の分

房を晝夜拘禁所に使用するも囚徒の健康を害せざるやの件是なり此疑問に付て醫員は皆其健康に害なき旨を述べ但し地下階に於て濕氣の進入を防かんか爲め第二項に於て要せられたる建築上の條件を具備し且又醫官の意見を聞て分房監獄の管理者は身体薄弱にして永く地下階の分房に拘禁せらるゝに堪へざる囚徒を上階の分房に移轉せしむる様注意するを要す第二の疑問は地下階に於て分房を構造する時は中央暖温機の据置に困難せざるやの件なり抑も中央階の地下階より翼舎の分房を悉く充分に暖むるを得るは中央温湯暖室法の構法を以て世に信用を博したる會社が保証する所也此構造に付て異論を挾む者あれば中央暖温機を是迄行はれたる法に據り分房翼舎中に据付くるも建築上大なる困難あるを見ず左すれば分房翼舎の地下階の各兩側に於て只三分房を失ひ都合僅に十八の分房を拘禁用に供するを得ざらむるものとす

これはなり然らば則ち幾人の囚徒を一看守人に擔任せしむるを得へき乎の問題は該看守人は常に看守の職務のみを有するか又は囚徒の作業を監察し及之を教導するの任を兼有せるや否に關するものにして第一の場合に於ては凡四十八第二の場合に於ては凡其半數を看守するを得へきものとす是等の事情あるを以て考ふれば分房翼舎は其兩側に於て各々十八乃至二十二の分房を構造するを可とす看守人の單に看守人たるに於ては其房の擔任せる囚徒は悉く之を一階に拘禁すべし而して囚徒の作業は他の官吏を以て之を監督す若し看守人にして授業師を兼勤する時は一階の片側を擔當せしむ看守人は終日廊下又は囚徒の分房に在て看守をなさるゝへからざるも諸器物を安全に保存し又聊か書面上の事務を取扱ひ得へき一室を要するなり看守室には格子の附きたる大なる窓を設くるを可とす看守人中の若干名を夜間監獄に宿泊せしむるを以て管理上の原則となす時は看守室を寢室にも亦用ゐるを得へし看守室は看守長其他の吏員と交通を便にするか爲め中央樓の傍側に之を設くべし

分房翼舎は看守事務の規定如何に依て其長さを測定せざる可らず若し監獄外部の管理上甚だ須要なる此事務を正當に處辨せざる可らざる時は一人の看守人が分擔する囚徒を残す一階に拘禁すべし數階に之を分拘するに於ては看守吏或は過度に身心を勞するが爲め衰弱し又は職務を怠ると有へし一人の看守人が分擔する囚徒の數は少に過く可らず俸給を浪費するの恐れあり然れども亦多に過くへかそ職務を規則正しく行ふを得さ

各階に一個の洗濯室を必要とす而して此室は二個の承雷を設置し又洗滌すへき器物を運入るゝを得るか爲め充分廣潤なるを要す廢棄物及汚水を可成家屋の中央より遠け九が爲め洗濯室は翼舎の尾端に設くべし廊下は大なる空氣貯藏所なり是より新鮮なる空氣を分

房に送入すべきものにして殊に分房の窓を開扉するを得ざる時に於て然りとす故に其幅は充分廣きを要す但し建築の費用に關係あれば餘り廣きに失す可らず此廊下は官吏の終日勤務する所なれば寒氣凜烈の際には之を温めざる可らず分房翼舎に於ける分房は凡四千四百四十立方「メートル」の空氣の容積を有し而して分房翼舎の廊下は圖式の第二第三第四葉に於て示す如く凡三千立方「メートル」の空氣の容積を有するものとす廊下に於ける空氣を迅速に且全く交換するの準備を設け又一日數回此の事を爲すの法を立るに於ては分房監獄に於て純粹の空氣を保存する爲に右の容積を以て足れりとす而して九十「センチメートル」の廊下の幅は人の通行並に通常使用する物品の運搬の爲に充分なり大なる物品は廊下の欄干の上を運ぶものとす欄干は官吏が囚徒より投げ出さるゝの危難を防ぐ爲め其高さを「メートル」と定む欄干の構造は第十二葉の圖式に就て見るべし而して其構造及び廊下被覆料は殊に建築費額の多少に因り斟酌すべきものとす溝の付きたる又は孔の明きたる鉄板を以て廊下に布くは委員の可とせざる所なり何ぞなれば第一の者即溝の付きたる鉄板は之を清潔にするに困難にして第二の者即孔の明きたる鐵板は下階に塵埃及び汚物落下し因て秩序を害するの患あればなり葉鉄を以て之に布くとは疾行するに方り遠方に雷鳴するが如き響を發すべし

通信

通信

○字國ニ於ケル放免囚保護協會の實況

加地鈿太郎報す

我國に於ては放免囚保護の事尙は甚だ幼稚に屬す雖も、西洋諸國に於ては到る處監獄制度の改良と共に此保護事業の進歩せるは讀者の能く知る所なり、故に今字國に於て放免囚保護協會の實況を報するは無用の業にあらざるべしと考ふるを以て、茲に其一斑を叙述するべし、はなしぬ、但し保護協會に關する一般の論説は本誌に於て屢々見る所なれば別に之を贅せず余が茲に述ふる所は「囚徒改良協會」と名つくる字國中の最も盛大なる協會の

(未完)

事に係り

抑も此協會は千八百二十八年初めて設置せられたるものなり、其何か故に放免囚保護協會と云はすして囚徒改良協會と稱するやと云ふに、蓋し其設立の當時に在ては其目的獨り放免囚の保護に止まらず、廣く囚徒の改悛遷善にありたるが爲めなり、今當時の規則（即ち現行規則なり）中の重なる條項を掲ぐれば左の如し
本協會は監獄署を管する諸官衙の補助となりて以て囚徒の罪惡の洗滌し、之を以て純良有要の民たらしむるを目的とす

本會の事業は首府を本とし、漸次ブランドンブルク州及其他全國の監獄に及ぼすものとす
本會の事業は分て左の三種とす

第一 監獄の制度及事業に關し囚徒の道徳上及身体上の改良を妨ぐる總ての事項を當該官署に通告し、且其排除方に關し之を補助するべし
第二 直接に司獄官と聯合して、囚徒に宗教教育、初學教育及職業を授けて以て其改良遷善を計るべし

第三 扶助者なき放免囚をして再び罪科に陥らしめざるやう之を看護し、以て其改良心の保育を努むるべし

是れ囚徒改良協會規則中の重なる規定なり、然るに爾來政府は孜孜として監獄制度の改良に着手し、百事大に舊面目を改めたるが爲め、協會は其當初の目的とせし囚徒改良事業の中、單に放免囚保護の事のみを以て現今の專一なる事業と爲すに至りたるは、洵に悦ぶべき事相とや謂ふべき、加之爾後同一の協會相踵て各地に起りたるが爲め、該協會は遂に伯林市の放免囚を保護するを以て其主たる目的となせしに至れり、
抑も放免囚保護の事業は、監獄署若しくは警察官署の事業とは全く獨立したるものにして、畢竟社會上より是等官署の事業を補助するに在るものなれば、獨り囚徒の出獄後之を保護すべきのみならず、尙ほ其放免前に於て已に業に之か保護の勞を取らざるべからず、是れ本會の特に力を用ゆる所なり、但し本人の希望あるにあらずれば決して之を保護せざるを以て通則とするなり
保護協會の扶助は重に左の數種とす

一 職業の周旋を爲すべし
二 宿泊及食料を給し、必要なる場合に於ては衣類及作業上の器具を給するべし但し金錢は特別例の場合に限るべし之を給與するのみ

三 各個の場合に於て必要あるときは後見の職を行ふこと（就中未成年の放免囚に於て必要とす）
四 被保護者の爲め必要とする場合に於ては其生活上に關し總ての助力を與ふること、是故に職業を指定若しくは周旋するのみならず常に其雇主と交通し之をして本會の世話人たるの地位に立たしむ

五 囚徒放免の時監獄署より下付せらるゝ工錢の濫費を豫

通信

防する爲め、獄署より直に之を受取り、放免囚の爲め可成利益となるやう之を使用すること
六協會より與へたる扶助に對し効驗を呈せざる者の姓名を警察官署及裁判所に申報し再犯の場合に方り是等官署をして再犯者の爲めに戒はされざらしむること
七他の放免囚保護協會と通信し、以て伯林に於て處罰せられたる囚徒は本籍なきか爲め職業を得ること能はざる場合に於て其保護を計ること
協會の組織を陳れば

會長は國務大臣ブランデンブルク州長博士アッヘンバハ氏とす又協會本局は會長之に首席し司法大參事官博士スタルケ氏(伯林地方部長及其他司法高等官、裁判官會計官商人等總て九人を以て組織す
協會に左の委員を置く
(甲) 放免男囚保護委員 三名
(乙) 放免幼年男囚保護委員 二名
右甲乙委員に附屬して働く所の世話役五十七名なり内には裁判官あり警察官あり司獄官あり僧侶あり商人あり工業家あり代言人あり技師あり博士クローネ氏も亦目た此中の一人なり
又右甲乙委員に屬する職業周旋所あり二名の役員之に従事す
(丙) 放免女囚保護委員 五名
但女(尼もあり)四名男一名とす

(丁) 放免舊教囚保護委員 四名
右の世話役十九名あり
毎月一回協會の總會を開き又時々伯林地方部の部會議を開く余は嘗て清浦君と共に之に臨みり當日スタルケ氏議長席に就きアレクサンダー・典獄司法參事官ウッフルト氏及クローネ氏を初めとして會員十數名出席せり其議事は協會の事業に付種々打合せ協議したるまでにして別段茲に記す程の事なかりき
事業の成績を示さんか爲め協會に於て保護せし放免囚の員數を擧れば左の如し

成年放免	千八百八十七年	千八百八十八年	千八百八十九年	千八百九十年
未成年放免	二四九	二五〇	二六四	二七五
計	四三三	五九九	六〇二	六七一
成年放免	千八百八十七年	千八百八十八年	千八百八十九年	千八百九十年
未成年放免	一八五	一九九	二〇七	二二〇
計	二八四	三〇三	三三六	三四三

右人員の中職業を授けられたる者左の如し
千八百八十七年 千八百八十八年 千八百八十九年 千八百九十年
七年 八年 九年 十年
成年放免 一八五 一九九 二〇七 二二〇 百分、七四
未成年放免 四三三 五九九 六〇二 六七一 百分、九四七
計 二八四 三〇三 三三六 三四三 百分、八〇八
協會の會計は如何と云ふに千八百九十年協會の財産四萬千三百貳拾「マルク」凡我三拾錢に當るに上れり而して其收支を陳れば各種の寄附金収入等を合して貳萬三千拾五「マルク」の収入あり内皇帝より下付せらるもの年々六百

「マルク」皇子より下付せらるもの七十「マルク」監獄四ヶ所より出すもの千九十五「マルク」伯林市より出すもの二千七百「マルク」伯林猶太教組合より出すもの四百「マルク」にして又會員よりの出金は千四百四十一「マルク」に上れり
支出は總計貳萬貳千貳拾六「マルク」とす
目下會員四百二十人あり

○李國司法大參事官博士スタルケ氏の書翰

全博士の肖像を掲げたる本雜誌第五拾號を正員加地鈔太郎氏より博士の許へ贈られたるに今般同博士より加地氏へ左の返書あり

拜啓今同貴國監獄雜誌御送與被下奉萬謝候欣て之を繕くに豈圖らんや其第一紙面に小生の美麗なる肖像を掲げあらんとは小生の欣喜御察し被下度候貴國に於て斯の如き監獄の雜誌を發刊せらるは小生の實に感喜措く能はざる所に御座候唯憾むは如何なる事柄が掲載しあるや殊に小生に付如何なる記事を掲げられたるや毫も之を知るに由なき一事に有之候目下當地に居らる、貴國人には公使館員を初として小生の知己とては一人も無之が爲め右の翻譯を依頼すへき人無之就ては何卒小生に關する記事御翻譯御送付被下候は、大幸の至に奉存候云々
伯林に於て千八百九十二年十一月十七日

博士 スタルケ拜
右に付加地氏は同記事を佛文に譯して送附したる由
○寄附金に就き櫻井兵庫縣典獄の書翰並に監獄協會の返書
一金拾七圓
右は來る廿七年佛國に於て開く萬國監獄會へ列席の爲め貴會員御派遣可相成哉に承り斯道の爲め頗る有益の御企圖と欣喜に不堪候就ては其た以て輕少には候得共本縣監獄員一同より前金額及寄送候條何卒右費用の内(御加へ被下度萬一御派遣難相成御都合にも立至り候は、轉して貴會維持資へ御振込被下度別紙金券相添此段得貴意候也
明治廿六年二月十日 兵庫縣監獄署長 櫻井 高 尙
大日本監獄協會庶務局長石澤謹吾殿
返 書
一金拾七圓也
右來る廿七年佛國に於て開設の萬國監獄會へ列席の爲め本會員派遣可致目論見有之旨御承知貴縣監獄員御一同爲國家率先御賛成被下右費途の内へ前書金の員御寄贈相成正に落手致候斯道の爲め御厚志之程不堪拜謝候尤萬一派遣難相成御都合にも相成候節は本會維持費の内へ振込可申旨是又拜承仕候早速他役員へも通知可仕候得共先以本會に代り領収の證御送附旁、謝意申上度如此御座候也
明治廿六年二月十三日 大日本監獄協會

庶務局長 石澤謹 吾

○看守教習卒業

兵庫縣監獄署長櫻井高尙殿
千葉縣に於ては看守教習所第四回受業生五名の卒業試験を執行せられしに何れも及第せしを以て去る一月三十一日卒業證書を授與せられたり其人々は左の如し
佐分利 忠義君 小川 正作君 林 定 七君
阪本 奈良吉君 小倉彌惣三郎君
朽木縣に於ては看守教習所第六回第一期授業生の試験を執行せられしに杉山榮吉君及第に付卒業證書を付與せられたり

譯

○歐米監獄沿革史(承前)

米國神學及法學博士 ワインズ 著
在文科大學 神谷四郎 譯東京

(第二十九節、ロンドン萬國監獄會議米國提出議題の續き)
第六條 囚徒の自重心を養成し且、勞力は悉く皆、其再び良民となるの因たらしむるは感化の最要素なり、故に凡て不必要なる苦痛及凌辱を興ふる獄罰を止め其代りに或特許を停止し又は放免に近づく手段の一部分を奪ひ時として減食の罰を附加し又或期限間特別に嚴なる監禁

をなすべし、獄罰の一部分として其囚徒の等級を降し之を凌辱するは治獄上最大なる誤とす、かゝる處罰は必ず囚徒の善感情、良志望を破壊し悉くものにして弱者は之が爲に壓碎せられて益す無氣力となり強者は之が爲に衝激せられて愈々執拗し到底改化すべからざる者となるなり、之に反して少しにても正道を踏み違ふるときは直ちに其現有的特許又は放免の運速に影響を及ぼすものとするときは囚徒の自重心、自制力を養ふに大効あり、かゝる處罰は少しも無益の苦痛を興へず殘酷なる強逼を加へずして倔強を極めたる惡漢をも漸次に改化し了ると恰も点滴の石を穿つが如くならむ
第七條 改化の實効を取め得べき獄罰は囚徒を心服せしめ得るものならざるべからず、其心を改めんと欲せば先づ其心を服せしむべし、囚徒をして少しにても其心中に抵抗の意を挾ましめば改化得て望むべからず、司獄官と囚徒と其意向、一致し司獄官の囚徒に對して望む所のものは囚徒自ら自身に對して望む所のものたるべし、而て此目的を達するには、司獄官たる者は常に囚徒をして利益、幸福を得せしめんとを心とし囚徒たる者は常に其善行の習慣をなさんとを意とするに非れば能はず、かく司獄官と囚徒と其意向一致するとは實に改化の一大要素なり、何となれば惡人は決して其同意を得ずして善人とする能はざるものなればなり
第八條 監獄をして眞に罪囚改化場たしめらんとするに

は先づ司獄官たる者、誠心誠意此目的を達するとに中熱せざるべからず、司獄官たる者皆此精神あらば獄務上一大改革を爲して全く其精神を一變し良好なる感化の手段を生じ出すと恰も秋収の下種に伴ふが如くなくん、獄務上此眞誠慈惠的精神よりも要なるものはあらず、嗚呼、早く司獄官をして罪囚感化を以て其中心の企望となし又此企望を達する良法の發明者たらしめよ
第九條 罪囚感化の効を成さんとするには司獄官の心中に罪人は感化し得べきものなりとの確信あつざるべからず、其目的には到底達すべからざることを信して而も其目的に熱中する人は未だ曾て之あらず、懷疑は失敗の基にして確信は成功の母なり、道徳上の勢力を弱むるもの不信仰の如く甚しきものはあらず、又之を強むるもの信仰に過ぎたるはなし、汝の確信に従て事を爲せどは、何事を問はず、人事成効の秘訣なり、其事にして精神上、道徳上に關するときは殊に然りとす

第十條 惡人をして善人と變せしむるは實に困難なる責任にして決して一朝一夕の人に委ね得べきものにあらず完全なる豫備、充分に身を委ぬるの覺悟、靜に深き決斷、志望確定し行爲又確固たると、人の行爲に就て其原由を洞察するの明あると、多くの經驗、眞正なる憐情等の要素を具備せる人に非れば此任に當り得べからず、されば司獄官となるべき者は、他の高等職業に従事すべき者と同しく、其職務に従事する前に特別の教育を要す、則ち治

獄の業を以て特別の一職業となし、少年の時より之に従事せしめて一の特別なる職業社會を成し此業に關する事務は皆完全に練習せしむべし、而て猶、初は小監獄を掌らしめ次第に大監獄の管理者たるに至らしむべし、かくして否々煩雜なる獄則の細規を完備し其應用を一致にするべからず

第十一條 役業、教育、宗教は罪囚改化の三大勢力なり獄内工業の教習は現今普通の有様より大に盛ならしむべし、役業は生活を資くるのみにあらず又大に徳義を養成するに力あり、有用の役業は感化の基と謂ふべし、教育は志望を鋭敏にし自重心を喚起し目的を高尙にし、以て囚徒の面目を一新し、賤しむべく惡むべき娛樂を棄て、高尚あるものを喜ぶに至らしむるものなり、又感化上の動力は宗教に如くものなし、そは人の精神上に働く力最大なる故なり、單に外界の勢力を以て之を誘ひ之を壓するども其内心に感應せざれば改化上何の効力もなきなり
第十二條 個人主義は感化の二要素たり、事理の許す限は囚徒の遇待を各別にすべし、凡て囚徒は皆同一の獄則に支配せらるゝものなれども其性行は各別に注意し、各其便なる道を取りて進ましむるときは感化上大効を奏すべし、夫れ囚徒をして其一たび失ひたる自重心の感情を回復せしむるは感化の要領なり、此感情なくんば感化は到底望むべからず、而て個人主義は此感情を回復せしむる初步

譯

なり、各因皆、司獄官、其各自特別の性行を明にすると
を知らば各自其良心を強め其欠典と認めらるべき所を
改むべし

第十三條 短期刑を課すると度々あるは單に無益なるの
みならず又必ず有害なり、其結果輕罪犯の數を減せずし
て却て之を増すの患あり、されば短期刑の目的は犯罪を
減少するにあらざして唯之を罰するにありとも謂ふべし
そも感化は時を俟て始めて成る事業なり、決して一
朝一夕に爲し得べき事にあらず、一方に於ては罪人を憐
みて之を教化し又一方に於ては社會を保護するの目的を
達せんとせば其刑期は感化の方法其結果を生ずるに足る
の時日を要す、輕罪の初犯者に對して短期にして且峻嚴
なる囚禁を爲して強く自ら其再犯を戒めしむると必要な
るが如く、習慣的輕罪犯者に對しては長期の囚禁を爲し
其間適當の方法を用ひて正直有用の良民と改化し再び社
會に返付すると最も肝要なり

前々號正誤 廿七頁下段末尾より二行。字以下は別
行、廿八頁下段末尾より八行にては以の誤

寄書

○刑期通算法の不權衡

京都 田村 英吉

法理の玄妙なる予輩不學者の窺ひ知る所にあらすど雖と

て茲に贅せず一は別箇に執行を受けざる可からず其幸不
幸果して如何そや是れ予輩の解する能はざる所にして識
者の教を受けんと欲する所以なり若し夫れ法の欠點なり
とせば速に改められん事を希望す

○井蛙生の疑問に答ふ

東京 菅 見 生

本誌前號に掲載せられたる在福岡井蛙生の疑問、乳兒携
帶の女囚犯則して閤室の懲罰に當るときは之か執行方法
如何に付ては實際左上の三説あるへし

甲 乳兒携帶の儘閤室に幽閉すへし

乙 寛恕して減食若くは屏禁の懲罰に處すへし

丙 閤室に處するの言渡をなし其乳兒の去るを諒て之
か執行をなすへし

予は甲乙の説を排して丙説を採るものなり夫れ甲の説た
る懲罰を延て乳兒に及ぼすものにして懲罰の主義に背反
せるや論を俟たす且つ母の故を以て無意嗚々たる可憐兒
を暗黒慘憺鬼氣襲ふの閤室に幽閉するが如きは情に於て
忍ふへからざるものなり監獄官の豈に能く爲し得へきま
どならんや又乙説の如きは或は便宜の處分たるか如しど
雖も紀律を紊し公正を欠くの甚しきものなれば最も不可
なりとす蓋し監獄官にして紀律を紊し公正を欠くあらは
威信何を以てか立ん威信立たずんは何を以て幾多の在監
人を服従せしむるを得んや是れ予が丙説を採るの實際止
む能はざる所以なり論者曰はん懲罰は速決を尙ふ然るに

も彼の刑法第百二條の法文は事實上大に權衡を失し不當
不理の感なき能はざる場合あるを以て左に其例を掲げ諸
君の高教を仰がんとす

第一例、重懲役十年に處せられたるもの服役中犯罪あり
審理中本刑に對する餘罪發覺し再犯の刑は重禁錮一ヶ月
にして餘罪は重懲役九年に該るものありとせん
第二例、前同斷のものにして再犯の刑(即ち重禁錮一ヶ
月)確定し後餘罪發覺其罪亦重懲役九年に該るものあり
とせん

第三例、前同斷のものにして餘罪發覺し其罪重懲役十一
年に該り判決確定の後再び輕罪を犯し重禁錮一ヶ月の處
斷を受けたるものありとせん

以上三例は共に一人にて重懲役二科重禁錮一科の三刑に
該る罪を犯したるものにて事實上毫も異なる點なきも刑
期計算には大なる差違あり第二例の餘罪に係る重懲役九
年は刑法第百二條第一項に其輕く若しくは等しきものは
之れを論せずとの明文を従ひ不論罪となり第三例の餘罪
も亦同法同條により前發の刑を以て後發の刑に通算し實
地一年の執行を受くるに過ぎず而して單り第一例の餘罪
は同條第二項に從ひ本刑に通算せざとも、事なく更に重懲
役九年の執行を受ざる可からず同じく是れ餘罪にして又
同じく再犯せしものなり然るに只僅かに發覺の時機を異
にせるの一事を以て一は不論罪若しくは通算の利益を得
(重禁錮一ヶ月は三例とも敢て疑の生ず可き廉なきを以

丙説の如きは其機を失ひ効力を弱むへし或は然らん然
れども懲罰に處したるもの身体に妨げあるときは一時其
執行を停むると一般一の例外と見て可ならん又曰はん丙
説の如く爲すときは遂に其執行を免れて出監するものあ
るへし或は然らん然れども死刑の宣告を告げたる婦女
懐胎する時は其執行を停め分娩後更に百日を経たる後之
を行ふことは刑法の規定する所にして其間天命を以て死
し死刑の執行を免るものなきを必ずへからず之れと同
しく偶々其執行を免れて出監することあるも己むを亦得
ざるなり

○實務上の疑義に答ふ

大坂 洋々 散士

本誌第五十五號に於て南海小僧なるもの實務上の疑義に
就てと題し質疑せられたり其要旨は無定役囚を屏禁罰に
處したるときは定役囚の如く服役時間坐作の役を課する
や否やと云ふにあり、此問題は嘗て我監獄社會に起りし
ものにして議論紛々たりしが散士も亦當時之が解答を試
みたることあり依て茲に從來詳論せられたる大方諸君の
説を掲げ併せて卑見を開陳せん抑も本問は本誌第三十三
號に於ける埼玉縣岡部伊三郎氏の質義を以て嚆矢となす
而して本誌第三十四號第三十五號に於て紀野雅益半井幸
吉福澤勇太郎等の諸君の説は其理由大同小異ありと雖も
も無定役囚を屏禁罰に處したるときは獨居のみにて坐作
の役を課すべきものにあらす云ふにあり獨り二村專氏

は無定役囚は屏禁に處するふと能はずと結論せり然るに相尋て警察監獄學會雜誌第二卷第二號に於て辻、鈴川氏なるもの同様の問題を掲げ同誌第二卷第三號に於て吸月居士八幡散人なるもの之が解答を試みられたり其要旨は無定役囚と雖も屏禁に處したるときは坐作の役を課せしめざる可らず何と云はれ素と屏禁は獨居、坐作の二要素より成立せり一を缺けば屏禁の罰と云を得ざればなりと而して同誌第三卷第八號に於て獨醒子なるもの疑問を出して曰く屏禁處罰中と雖も監獄則第十八條の規定により服役を免するや否と質義せられたり問題少しく異なるが如しと雖も歸する所は屏禁中の服役を處罰と見做すや否やと言ふにあるが如し之が解答は載て同誌第三卷第十號にあり其所論尙屏禁中の坐作の役は處罰と見做すべきものにあらずと言へり而して同誌記者は附言して反對の旨を表せり竊て大日本監獄法講義を繕くに小河滋次郎君も獨居坐作の二要素を備へて屏禁の全きを得るものなりと論結せり散士は大に反對の意見を有するものなり依て茲に無定役囚を屏禁に處したるときは學理上服役時間坐作の役を課せざる可ざるや否やを研究し併せて今日當局者實際の取扱に及ぼさんと欲す監獄則第四十二條を閱するに囚人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に從て處罰すあり此囚人と云へるは十六歳未満の囚人を除くの外は一般の囚人に對することとなるは特に無定役囚に對して行刑處分上懲罰の設けあらざるを以て明かな

り豈に二村寧君が云ふ如く無定役囚のみ此内に含蓋し居らずと解するよとを得可けんや然らば無定役囚と雖も獄則違犯ありたるときは直に屏禁其他の罰に處して可なるよと一般囚人なるを以て明了なり次に屏禁は如何なる趣意なるやを判定せんに讀て字の如く屏禁とは閉鎖の義即ち他人と同居せしめずして常に閑寂寂寥を感せしめ己の良心と相往來して改過遷善せしむるを以て目的とするものなり然れども無定役囚或は服役を免れんが爲に屏禁を冀望するものなきにあらず依て立法者は此等弊害の來らんことを恐れ服役時間坐作の役を課すと規定せられたるなり換言すれば屏禁の罰に處するも無定役囚の服役は免するの限りにあらずと言ふに過ぎざるなり依て服役時間坐作の役を課するは處罰にあらずして普通の定役なり彼の服役時間なるものは刑法に言ふ所の定役あるものに對して規定せられたるものなるよと監獄則施行細則第四十九條に規定せられたる別表即在監人動作時限表中の一部分に依て明かなり該表の備考第一に曰く就役罷役及還房の時間を除くの外は囚人にして服役せざるもの懲治人及刑事被告人にも亦本表を適用すと言へば囚人にして服役せざるもの即ち無定役囚の如きは就役罷役あるものなきを以て在監人動作時限表中の服役時間なるもの、一部分のみは適用す可らずと規定せられたるに外なす果して然らば無定役囚に服役時間なるものあらざるよとは瞭を乎たり散士は是より懲罰の性質並に懲罰は苦痛の結果

均一なるを要することを學理上より一言せん懲罰なるものは本人に苦痛を感せしむるを要す其苦痛を感せしめんと欲せば第一、或る同一時間内に當然行ふべき同一事柄を或る同一時間以外に於て行はすべきよと第二、常に當然行ふべき事柄と異なることに處するよと此二要素の中間を備へれば決して懲罰とする能はざるなり然るに無定役囚に服役時間坐作の役を課するは二要素の中一を備へざるものにして第一に言ふ所の或時間内即服役時間内に於て常に當然行ふべき事柄即ち刑の執行の一部たる服役を其服役時間内に於て行ふは當然たる事にして本人は之が爲に毫も苦痛の念を増感するよとなし依て到底懲罰の性質を有せざるものなり然れども此規定をして服役時間外尙數時間坐作の役を課すであらしめば第一の要素を備ふるを以て懲罰の性質を有すれども奈何せん如斯規定しあらざるなり而して我國監獄の制たる雜居制にして獨居制にあらず是に於て雜居中より分離して獨居せしむるを以て第二の要素を備へ初て懲罰の性質を有するものなり若し之に反し我國の監獄獨居制なるときは懲罰の性質を有せざるや明かなり然らば屏禁は獨居寂寥のみを以て懲罰たるを得べきなり次に反對論者に一步を譲り無定役囚を屏禁に處したるとき坐作の役を課すると假定せん歟其苦痛の結果無定役囚と同一なすざるを奈何せん何となれば無定役囚は屏禁に處せられざるも服役せざるを得ざるを以て屏禁に依り苦痛を感するは獨居即寂寥を感するの

一點のみ然るに無定役囚は屏禁の爲め寂寥及服役の二個の苦痛あり然らば同一の懲罰にして其苦痛の結果二様あり豈に權衡を得たるもの及び懲罰は其苦痛の結果均一なるを要すと云ふの學理に適ふものよと云ふを得んや以上の理由あるを以て無定役囚を屏禁に處したるときは學理上役業を課すべきものにあらずと散士は斷言するなり然れども行政官は獨立するものにあらず行政事務に關する一般法律規則の解釋は内務省の方針に従はざるを得ざるものよと故に現今我内務省の解釋は如何及實際上の取扱如何を記載して當局者の參考に供し將來如斯疑問の勿らんよと冀望す我内務省は明治廿五年七月九日警甲第七號を以て屏禁中服役の工錢は本人に給與するの限りにあらず又警保局長は全年九月七日を以て屏禁處罰の日數は現役一百日に算入すべきものにあらざる旨を宮城縣知事の照會に對して答へられたり由之觀是屏禁中の服役を罰と見做されたるなり然れども散士の説の如く屏禁中の服役を普通の定役として見るときは工錢を給與するは勿論現役一百日にも算入せざるを得ざるなり然るに事茲に出でざる以上は獨居坐作の二要素を以て屏禁罰と解釋せしに外ならざれば現今は我内務省の方針に依り無定役囚と雖も屏禁に處したるときは實際の取扱に於ては坐作の役を課すべきなり聊か以て質義者の疑問に答ふ

小 説

小説室の梅(短篇)

一松庵寄す

春の日なれば長閑に。庭の梅さへ一二輪。笑ひ初めたる昨日今日。花に戯る、蝶だにも。香に迷はされ夢を見ん。或る夜友なる梅澤が。夢に訪ねて話したる。其事情を今も尙。臆の中に忘れねば。拙き筆をかへりみず。書い附けて皆さんに。御目に掛けると敬て自す。隔離れたる町中に。石の白壁物すおく。獄屋の中の其戸さへ。固く鎖して出で難く。籠の鳥とは情なや。臥るも起きるも一枚の。四布の薄團に身を委ね。雨雪の日だも火鉢なく。北風寒く吹き荒ぶ。冬の夜さへに襖なし。かゝるべしとは知りながら。親の爲なり夫の爲。一度なしたる悪事をば。天知る地知る人知りて。終にかゝる目見るまどぞ。天に悲み地に嘆き。自からなせる地獄の責。と悟り果て、今さらには。甲斐なきものとかふちぬる。あゝに女囚の頭分。人に立てられ自からも。早や十年の苦役をば。九年九ヶ月其間。此薄暗き監獄に。そぼろなりける麥飯を。くさひ馴れたる美人あり。名をた六と呼べれつ。流石に元は泥水に。染まりし身とて今さら。心の中に思ふ様。苦役の外に身を免る。日ともなりなば如何にせん。引き取りてなき身の因果。元の夫は喰ふ

いこみ。今銅路なる監獄に。送られしどのみ聞くからに。今さら憑依る道もなし。さらば外にど敷ふれば。只一人なる染谷さへ。妾がまゝに送られし。當坐は何日も差入に。心を用ひ親切に。うれしき方と思てし。心もしらす其後は。音沙太もなきことなれば。今さう何んと思ふやら。知れぬ心を此方より。尋ね行かんも憂やつらし。と思ふ心のひすばれて。爵々として暮しに。去月より附けらる。此處を見張りの御役人。優にやさしき殿御ぞ。思ひ染めてはなかく。川風なまぬ懸風の。身にしみく。と染み渡り。煩惱の火焼胸を焼き。堪えがたきまゝ彼の方を。木陰に呼んで此胸を。耻かしなすが打ち開けて。御頼み申せばやさしくも。嬉しくも又恐しく。人目の關の多ければ。見附られては一大事。と私かに出す其指輪。父の遺物と身にしめて。朝夕守るぬくめ鳥。必ず忘すれて給るなど。後の証據にぞ與へける。

以前東京に仕へたる。村〇と呼ぶ〇〇役。今は〇川に移されて。棒給さへも上げられつ。暮し向きも漸々に。善くなるまゝに六てふ。刑餘の人を己が身の女房に爲しつゝも。睦じくあを暮しけれ

(終)

携帯乳兒

萬年

清らかなること雪にもまし、貴きあま玉にもまじたらん物を、心なく汚穢の中に埋めん者あらんに、誰か之を痛まざらんや、愛らしの嬰兒を、汚穢にもまじたらん、園の中に置かんこと。いと痛ましき限りにこそ。唐の聖人は、非禮見るなかれ、非禮聞くなかれ、とは誠め給ひけんを、哀れしらぬ親々の、可惜しき清きみたまを、無下にいやしき、此の處へは、携へつるぞや。いかに極重器人なればとて、子に向ふ情は誠なり。石川や濱のまさみ、と詠み出でつ、油沸く鼎の中より、我子をば高くさし上げけん、五行衛門がふりごと、確かなるべきあかしなり。うべ親々の眼は腫れ、心盡に面は瘦せたり。今や其一人が、我子を擁抱きて、歎けるを見る。其心何をかいふらん。

嬰兒よ、なぞて人々しき者の、家には生れずして、斯るはかなき、懐には宿りしぞや、願はくは、其汚濁に染まず、蓮の如く生ひよかし、そなたに何の罪かあらん、げに火のつかん如く、啼きさげべるときも、母が膝に打乗すれば、ハタとやみてあどなきまど、大風の吹きたらんあどの如く、今啼きたるは、あどの子ぞと、いひたげな

る迄、かゝる母をば、慕へるか、乳に飽きぬれば、乳房を吐きて、一節に母が顔を見入り、何やらん物語する其顔に、毫毛の先にて、つきたらん程も、邪氣なき其態を見ては、思はずも、其頬をぬらせること、幾度なるを知らぬぞかし。世に宮參といふこと、其親々の程にかなへ、さうびやかに飾りして、氏神への初詣、其子一代の、息災長久を祈るなる。母もせめて、其形ばかりもど、其日は速きに目覺め、遙かにおん神を伏し拜み、そなたの行來を、頼み参らせしは、そもいづこぞ、嗚呼いふもうたて、廁の中の願言なりき。頂の腫物の、未だ癒はざるは、胎毒とか、いふものゝ、深きなるか、其膏藥のよからぬなるか、さるを人は、あしき病の、種なればおそ、といふゆり、いかでさる種なるべきや、此夏の事、さる日のゆふべ、むしあつくて、堪へられぬに、そよどの風も、おとづれず、流る、汗は、臥褥をひたして、其心地、ぬもいへずあしかるに、憎くや蚊の如き蚤は、穢き者の用捨もなく、思ふさま咬ひ入りたる痕、腫れて腫みて、身中にひろがり、痛く苦めつる、餘波を此に、のこせしなる、かゝる折の事なれば、穢き者の、むつかるは道理なるに、寝反らう人々が、其聲耳につかして、いと、蚤に

獄事彙報

が一葉を案し出し一月に同僚の遊樂に持ち來りたる名刺を利用して呉れんご其軍を行ひて數回辯當を取りたる由にて仕出し屋にては名刺各面の人へ催促するに至りイヤ辯當を取りたるものにと初めて各刺にて詐偽取飯をやられたことに心附き口惜つて居るは何處の押丁か

(明治廿六年二月八日香川新聞)

●刑成監獄の近況 當歸關刑成監獄現在囚徒は百廿五名あり而して之を在籍兵員に比較するに百人に付き三人の割合なるか尙ほ之を他の師團に比較すれば其犯罪者の多數なるは我大坂第一等に位する或軍人は謂へり抑もかく我大坂師團に犯罪者の多數を占むるは實に大坂府民の士氣に乏しきを表明するものといふべし既に武士に喰はぬ高橋枝憲は死すとも應はつますなさいへり苟も我帝國の臣民たる以上は薩長奥羽苟も其精神に差あらん然るに我大坂府民獨り其士氣を保持する能はざるのいはれなき若し夫れ我大坂府民にして此正氣を保持するに於て何の用をなす實に嘆するに餘りありと某將校は物語れり

(明治廿六年二月四日大坂毎日新聞)

●政府大改革の方針 (地方政治の改良 政府の意向) 政府は大に其の部内を改革するの意あり但し組織以來日淺く未だ思ふ所一たも行はざれば此の未だ鋭意して其の實行を圖るへし是まで地方巡視官を派するには大抵書記官位の人物を擇み餘り地方へ發着の目取まで通知し置くが故に地方官は萬端抜目なく其の支度を爲し置き派出官の検査を受けるも何一ツ落度なく去れば斯る優良の筆法にては所詮何の効なきとて今の内務大臣は先づ某早き風官をして密かに地方を巡らしめ突然監獄などへ臨みて検査を行はしむるに或程機嫌はキチンと合ひ受取證も是に寸分違はず更に物品を査するに品數また帳簿に同じ去れば派出の風官は是に満足せず其物品の數量を測り直さずは同し候數にては半量の足らざるなまありて監獄當局者の不都合は免に見破らるゝとなり現に此筆法を以つて東北の或監獄のみにて一ヶ年一萬五千萬圓の餘利を獲るゝ結果を收めしといふ監獄國庫支辨案に反對するものは之を地方税負擔とせしは議員の検査行届くも國庫支辨案にては中央政府の監督行届かずなさいへ實際に全く反對の有様にて地方議員の監督も中々頼むに足らずなり去れば内務省の如きば此の筆法を以てドン／＼各地方に臨み大に地方の實績を懸る苦ゆへ議會の紛擾速かに片附きて一日も早く思ふまゝ改良の實行せんとを希望すといへり

(明治廿六年二月八日中央新聞)

●監獄小改革の風説 中村典實既に非難を命ぜられたる交誼の御體りをも濟し而して今や城南砂利高き自邸に營居されたり氣漸く陽に向ひ氏は陰に墜る野氏が啓蒙は果して何時にあるか集治監に在り正實なり尤も事務に堅練の聞の高かりし山崎氏は迎へられれば宮城監獄の典獄に榮轉されたり氏が偉大の手腕を以て署内の積弊を一掃せしめ、期は如何れ世人の尤も風目する處なり昨風説あり果して氏は遠からず署内の小改革を行ひ以て用心の弊風を除去し清淨無垢のものたらしんとす署内赤青の鬼將軍諸氏用心々々

(明治廿六年二月十一日東北新聞)

●竊盜に詐取財 中浦原郡沼垂町の日風渡邊吉郎(三十三)は屢々處刑を受けたる者なる尙ほ去月三十一日新潟監獄に於て服せ中なる小林英太郎の弟小林英次郎なる旨詳細に監獄署に至り金壹圓及び外袴給格等の引下願書を差出し金品を騙取せんとせし其目的を遂げず又同夜船場町他門用に磁鉢を積居たる船より磁鉢七十一本を騙取したる事實により一昨日當業裁判所に於て重禁錮二年六月監禁六月に處せられたり

(明治廿六年二月十一日東北新聞)

正誤及取消

本誌第五十六號講話欄内に掲載したる梅博士の講話中第八頁上欄末行及下欄初行の「大さ」「小さ」「同欄右四行目の「小」は「大」に改むべし

本誌第五十六號獄事彙報欄内に「○米代の不廉と題せる岡山日報より轉載す」は事實大に錯誤ある旨岡山縣監獄署より「○」に付取消す

客二十日伊勢新聞紙上果して悪性腸加答兒乎と題し掲載したる事項大日本監獄雜誌第五十六號獄事彙報中に掲載

廣告

●官民事業衝突の落着 讀較高松の靴製造業者凡二千名許は去明治廿三年九月其組合規約を設けて販路の擴張を圖り爾來製傘の八分通は大坂に其他の二分通は岡山神戸等に輸出せしことなれり然るに廿四年四月頃より高松監獄に於て傘の製造を始め地方税を以て廉く原料を買入れ因四百七十餘名を便役に盛んに製造せし其製造高一年凡八万四千本に及ぶ上其販路は矢張り大坂に開けるに民間の製造者が辛苦經營して擴張せし販路は幾と此監獄署の製品を以て奪ひ、に至りしこと同業者相謀り十五名の委員を選定して昨年來谷縣無知事に対し屢次監獄にて製造することを停止せられたしと願したるも其甲斐なきりしかば赤松高松市長は大いに配慮して昨年十一月以來田中典獄と種々協議を遂げ結局双方其歩を譲り合ひ今後監獄にて製造せし傘は悉く市中の同業者に携け渡し直ちに販賣せしことな約し此程漸く落着きたり云ふ

(明治廿六年二月八日大坂朝日新聞)

●監獄署へ小言三つ 日本社員古田錦吉氏出獄に際し肝痛玉に贈りたるもの三つあり兼ね六時半から七時迄には出すと云つて置き來り八時半迄も引張られたる事一つ出獄の際談話が今知れんから後で取り來りてくれと云ひたる事二つ其れから最も不都合四千奇怪至極なるは問番の處にて我々出雲ひの者數十名の前をも憚らず押丁吉川某なるもの古田並へ來なイケン古田と呼ばれに云ひたる事は三つ刑事被告人と雖も尙ほ呼捨に爲すべからず況んや刑罰既に滿ちたる者をや押丁如き獄卒の分際を以て人民を呼捨に爲すは一事を以て万事が推測られ轉た慨歎に堪へざるもの有るなり迎ひの一人しるす

(明治廿五年十二月十七日坂日新聞)

●看守の謹責 本縣看守長荒木久行氏は本月二日地方監獄第八監檢査立會の際尸屬の積りを塞きたる板の釘が地み其釘の周邊に爪痕の存するを發見し直に全體に檢査の如く釘を打ち込みし右爪痕の存する等異狀あるに拘りし相當の取調を怠りし爲め同夜囚人藤原藤太郎が右の釘を抜取り之を使用して遂に脱獄するに至りしは職務上不都合なりとて譴責されたり

(明治廿六年二月十七日富山日報)

●看守の窃盜 鹿兒島縣鹿兒島郡中郡宇村大字郡本二百十六番屋敷土藤根田元明(三十三)と云ふは一昨年の九月に大坂監獄署の看守を拜命し月俸八圓を受け再昨日迄看守を奉職し看守押丁の合宿所に止宿し勤務なし居りしなるが扱此の元明と物品を販賣に似合の積着者にて是迄同務なり合宿所に止宿中他の看守押丁の物品も屢々紛失するより甲は乙を疑ひ乙は丙と云ふ都合にて何時も互に嫌疑を抱き居りしよなるか一昨日其窃取者が捕縛せられたりその清白看守押丁の幸福なれ元明は人力車夫の毛布を窃取せしみにて三十枚以上の上よにて又同僚看守押丁の物品を窃取せし其數計られざりしと全體と共謀の西警察署の消防火四村久右衛門に既に逃走中にて目下捜索中なりと

載有之右は事實無根の記事にして全新聞も其翌廿一日の紙上に於て取消したる義に候條依て次回發兌の雜誌に於て此の全文を掲げ御取消相成度此段及御照會候也

明治廿六年二月八日 三重縣監獄署庶務課

大日本監獄協會御中

廣告

本會常集會次會ハ來ル四月第二日曜日東京上野公園韻松亭ニ於テ之ヲ開ク常集會ニ係ル席料及旅費等ハ一切本會支辨トス

追テ未決ノ議題ハ左ノ如シ

一 外國人監獄參觀の心得は左ノ如くすへきや

一 女監を見せざるは如何なるときは如何の理由にて謝絶すべきや

一 寫眞は建物の中に就て差支なき所のみを特に許すこと

一 囚人の身柄は如何に又さらざるは如何なる理由にて許すこと

一 如何又普通寫眞師の同行は差支なきや如何

一 支署に看守長を置くは一人に限るべきや又は二人迄は如何なるや如何

一 囚人糞に就きて 出題者 神谷彦太郎君

一 一會同萬國監獄會議の問題等に就きて 出題者 廣江 勝榮君

出題者 佐野 尚君

廣告

一懲治の言渡を受けたる者は上訴するを得るや

出題者 小島吉太郎君

一別房留置人にして其引取人あるも旅費なきもの及び引取人なきも原籍親族あるものは...

は前項半期の留置... 出題者 東郷助五郎君

右廣告候事

明治廿六年二月

大日本監獄協會

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振込みの事

○會費 送附及び會計に關する往復文書は

東京集治官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告致し候事

明治廿六年二月

大日本監獄協會

警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吉君序文
 内務省備獄務顧問故フオン、ゼーパツハ君序文
 東京集治監官舎石澤謹吾君序文
 靜岡縣監獄典獄長久米金彌君序文
 宮城集治監獄典獄長小川金彌君序文
 五版 日本監獄法講義 完
 近刊

前金要ス四ヶ月々賦拂込テ諸ス
 署長又ハ各課及書記看守長諸君ヨリ申込ノ外ハ
 本會ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例
 參酌シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注シテ多年
 著書ナリ著者ハ久シク職ヲ内務省警保局ニ奉シテ常ニ
 治獄ノ實務ニ當リ尙且ニ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ
 研修ニ淬勵セラル故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニ涉ラス
 亦タ實際ニ迂濶ナラス、或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證シ
 テ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦内務省ノ指令通牒若クハ當
 局者ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ
 闡明シ、尙クモ本邦治獄ニ關スル要項ハ細大、網羅シテ
 亦タ餘蘊ナシ、故ニ各地監獄講習所等ニ於テ參考教科
 書トシテ最モ適當ナルハ勿論、治獄改良ノ今日、直接ニ
 ラクニ關係スヘキノ良著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ該博
 カ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セラル、叙次体裁ノ完整秀美ナル
 前警保局長小松原英太郎君演述
 再 監獄費國庫支辨論 完
 (定價金八錢全國無遞送料)

●雜誌發刊日ノ變更

大日本監獄雜誌發刊日ハ從來毎月二十日ノ處本月ヨリ毎月末日ニ變更仕リタリ
右廣告候事
明治二十六年一月

大日本監獄協會事務所

○規則及役員

- 第五回定期總會ニ於テ改正ヲ經タル本會規則並ニ改撰セラレタル役員左ノ如シ
- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事務及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 五 懲罰及ヒ質問ニ答フル事
 - 六 懸賞交ヲ募ル事
 - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲ス事
 - 八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 九 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
 - 十 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 - 十一 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信復其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ノ講義ノ討論ノ談話等トヲ舉行ス
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊ス
- 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

- 一 本會ノ事業ニ關スル事
- 二 監獄ニ關スル法令
- 三 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
- 四 衛生ニ關スル事
- 五 統計ニ關スル事
- 六 會員ノ通信又ハ寄書
- 六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一 推戴員
 - 二 名譽會員
 - 三 特別會員
 - 四 維持會員
 - 五 正員
- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス
- 第八條 名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第九條 特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス
- 第十條 維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス
- 第十一條 正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會發行雜誌講讀ノ義務アルモノトス
- 第十二條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第十三條 名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰舉スルモノトス
- 第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 總裁
 - 二 副會長
 - 三 庶務局長
 - 四 調查局長
 - 五 主席
 - 六 庶務委員
 - 七 調查委員
 - 八 議員
- 第十五條 特別調査委員
- 第十六條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セララル得